

令和5年 9月 5日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 発議第 2号 東庄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについて（別冊）
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 議案第29号 東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第30号 東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第31号 東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第32号 東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第33号 東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第34号 令和5年度東庄町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第35号 令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第36号 令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第37号 令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 認定第1号 令和4年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 令和4年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 令和4年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 令和4年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 令和4年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 令和4年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第25 認定第8号 令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について
- 日程第26 請願第3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願

日程第27 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員(14名)

- 1番 前田君江君  
2番 岩井弘晃君  
3番 越川良男君  
4番 柳堀忠君  
5番 桜井荘一君  
6番 土屋光正君  
7番 佐久間義房君  
8番 板寺正範君

9番 花香孝彦君  
10番 大網正敏君  
11番 高木武男君  
12番 鈴木正昭君  
13番 山崎ひろみ君  
14番 宮澤健君

○欠席議員

なし

○出席説明員（14名）

町長 岩田利雄君  
副町長 向後喜一朗君  
監査委員 平山茂君  
総務課長 堀江弘之君  
企画財政担当課長 加瀬博子君  
町民課長 香取康成君  
まちづくり課長 鈴木秀樹君  
健康福祉課長 布施光規君  
会計管理者 堀江香澄君  
病院事務長 渡辺佳則君  
農業委員会事務局長  
（農政担当課長） 前田泰孝君  
教育長 石橋宏克君  
教育課長 宇ノ澤修君  
生涯学習担当課長 郡伸明君

○出席事務局員（3名）

事務局長 伊藤雅晃  
次長 向後順子  
主査 高橋大助

(午前10時00分 開会)

議長（宮澤 健君）

おはようございます。皆さん、ご心配をかけましたけれども、まだちょっと後遺症でせきが出ますので、マスク着用でお許しいただきたいと思います。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和5年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、10番 大網正敏君、2番 岩井弘晃君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

令和5年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る8月29日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、発議1件、町長提案19件、請願1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月15日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は8人の議員から通告がありましたので、これを行い、延会といたします。第2日目の6日には、発議第2号を上程し、質疑・採決を行い、次に、諮問第2号、第3号を上程し、採決を行い、続いて、議案第29号から議案第37号までを順次上程し、質疑・採決を行い、その後、認定第1号から認定第8号までの令和4年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。続いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付

託表のとおり詳細な審査を予算決算常任委員会に付託します。続いて、請願第3号を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の7日から14日までは休会としまして、この間、7日、8日、11日には予算決算常任委員会を、12日には文教福祉常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日の15日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行います。続きまして、請願第3号の文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会などの議会報告を行う予定です。

なお、先日、グループラインで送信済みであります。議会運営委員会で質問方式について協議を行いました。一括と一問一答方式で通告書を提出している方の中で、過去に一括部分が登壇して行われていないことがありました。一括と一問一答方式で通告書を提出している方は、登壇して質問事項と質問要旨を一括質問し、後に自席で一問一答方式で質問するよう、お願いします。

以上で議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月15日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月15日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表からお手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、発議1件、請願1件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和5年5月29日から8月27日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますが、1ページ目、庶務関係で、7月18日に表彰条例による表彰を行いました。今回は、町に寄附をいただいた3団体に善行表彰を、長寿表彰をおひとつ、表彰させていただきました。

次に、7月25日に総合教育会議を開催し、教育条件整備など、重点的に講ずべき施策について教育委員の皆様と意見交換を行いました。

次に、7月28日に第2回行政協力員まちづくり会議を開催いたしました。町民視点による地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、職員の新規採用の状況を記載しております。職員の採用にあたりましては、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、1ページ目、下段、防災関係でございますけれども、8月1日から8月4日にかけて、町内全区長の皆様方と地震発生を想定した情報伝達訓練を行いました。災害時のスムーズな情報伝達が図れるよう、今後も訓練を継続して行ってまいります。

続いて、2ページ目、下段、町民課の関係でございますけれども、賦課徴収関係で、令和5年度町県民税等の納税通知書等を記載のとおり発送しております。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、4ページ目からの戸籍住民票等関係、5ページ、中段の個人番号カード関

係ですが、期間中のカード交付件数は351件、累計で9,965件となっております。また、マイナポイント申込支援を210件実施しております。

続いて、健康福祉課の関係でございますが、8ページ目、中段の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてですが、1件あたり3万円を1,044件に、3,132万円を支給しております。

次に、9ページ目、中段からの衛生関係ですが、記載のとおり健康増進、予防接種等の事業を実施しております。

なお、10ページ目、上段になりますけれども、コロナワクチン接種事業につきましては、期間中に1回目から6回目まで、合計4,134名の方々が接種を受けております。

次に、11ページ目、中段から12ページにかけて、介護保険関係での介護サービス利用件数、地域包括支援センター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、13ページ目のまちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で、舗装補修工事等12件の工事の他、高架橋、撤去工事委託等5件のうち業務委託を契約しております。

次に、14ページ目、上段の都市計画関係で、大規模盛土造成地域、第二次スクーリング業務委託を契約しております。

次に、中段の公園関係では、公園等維持管理業務委託4件を契約しております。

次に、農林水産関係では、15ページ目、上段の水稻病虫害一斉防除事業では、今回初めて国際ドローン協会によりドローンを使用しての空中散布を3日間、実施をいたしました。

次に、16ページ目、中段の商工観光関係でございますけれども、東庄パーク&ビア夏祭り2023を8月11日から13日の3日間開催をし、延べ1万4,000人の方々が来場されました。

次に、水道関係でございますが、緊急遮断弁修繕工事等3件の工事の他、口座振替データ集中サービス導入業務委託等、2件の業務委託を契約しております。

最後に、18ページ目、中段、東庄病院の関係でございますが、診療状況につきましては、1日当たりの平均患者数は、入院患者数が49人、外来患者数が99人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

それでは、令和5年5月29日から8月27日までの教育委員会行政報告をさせていただきます。

お手元の資料19ページをご覧ください。

初めに、教育委員会関係でございますが、6月から8月にかけて定例教育委員会を3回開催いたしました。

続いて、学校教育関係です。会議としましては、地域部活動検討委員会、長期欠席児童生徒対策委員会、小中学校学校運営協議会をそれぞれ行いました。また、教育相談を7月12日に行いました。

次に、契約関係です。東庄中学校校務系ネットワーク環境整備業務、東庄中学校大規模改修工事など、7件の業務を行っております。詳細はお手元の資料のとおりでございます。

続いて、20ページからの生涯学習関係に移ります。

初めに、生涯学習事業でございます。第1回文化財審議会、文化の集いなど8件の審議会、研修会、委員会などを行いました。社会体育事業としましては、第2回スポーツ推進委員会会議、スポーツ少年団交流会を初め、5件のスポーツ関係の推進委員会、審議会などを行いました。

公民館事業としましては、お手元の資料にあるとおり様々な講座等を行っております。

続いて、契約関係でございます。東庄町公民館通用口横階段踊り場他2ヶ所雨漏り修繕、東庄町民体育館屋根塗装工事設計の契約を行っております。

続いて、21ページでございますが、図書館関係については資料のとおりでございます。

最後に、学校給食センター関係でございます。5月から7月にかけて給食の総数でございますが、3万4,371食でした。

契約関係としましては、東庄町学校給食センター空調設備フィルター交換業務委託など、2件の契約を行っております。



また、初会議としましては、第1回東庄町学校給食センター運営委員会、第1回給食主任者会議を行いました。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

おはようございます。8番、板寺です。

通告に従いまして、一問一答形式で質問させていただきます。

8月初め、知り合いの方が少し話を聞いてほしいと訪ねてこられました。内容は、自宅に隣接する土地、遊休地に太陽光発電設備が設置されたのですが、その工事過程について、これでいいのだろうかという疑問を感じたというお話でした。皆さんの自宅に隣接する土地で起きたこととしてお聞きいただければと思います。

簡単に説明しますと、まず、隣の敷地、遊休地で重機を使った除草作業が始まる。この時点で、工事内容を知らないので作業員に尋ねると、太陽光発電設備を建設するということが分かりました。周りに影響があるので近隣の方に工事の内容などをお知らせした方がいいのではと要請をいたしました。下請業者であるため、元請にその旨、報告するとの返事がありました。しばらくして、自宅と近隣の家ポストに太陽光発電設備工事のお知らせという書面1枚が投函された。整地が終わり、作業員が帰った後、自宅の塀を見たら泥で汚れていたのもので、連絡先へ電話する。担当者らしい人から謝罪の言葉があり、後日、洗浄を約束した。これからずっと太陽光パネルのすぐそばで暮らすことになり、パネルによる反射障害、災害時の危険性や維持管理について懸念されるとお聞きしました。一時的に反射光があるかもしれない、太陽光発電設置の注文者が変わることもあるが、設置後の維持管理は20年間、管理会社と契約し、年2回の草刈りの実施を明記するとのことでした。

50年住んでの経験で、この現場は台風や大雨時には池のように水がたまり、排水路がないので、数週間しなければ水が引かない、水が引く際にはブロック塀脇の

土砂が持っていかれるので、そうならないように対応をお願いしました。

土砂が動かないよう、砕石など、敷き込む旨、社長に連絡するとの返事がありました。自然災害で当家の付帯物、トタンや雨どいなどが飛んで破損しても保障は出来ないと伝えました。後日、ブロック塀脇と敷地奥に土彫りの排水路らしき溝、コンクリートのマスを設置したが、最終的に流れの先は止まっている。これでは役に立たないのではと作業員に聞くと、指示されたように工事しただけとの返事があった。ブロック塀脇と発電設備の周りのフェンスとの間の土彫りの排水路は、将来、崩れる恐れがあるので、そこに砕石を入れてくれるように造成会社に要望しているが、まだ実行されていない。そうこうしている間に設備が完成してしまった。このような工事の進め方に大きな不満が残っているとのことでした。

この方は、次のようにも語っています。

東庄町も高齢化が進み、自己の不動産の維持と管理が困難になってきているのが現実です。特に農耕地の遊休地化は顕著になっています。このような中で、政府も再生エネルギーの推進に力を入れているが、住宅の隣やその周辺に太陽光発電設備の設置が目立ってきている現状は、必ずしも住環境が良いとは思いません。事前の説明なしで工事が始まってしまえば、個人として要望も伝えにくいし、また、反対も出来ません。遠方の大きな会社と交渉することはとても大変です。

今のルールのまま太陽光発電設備が次々と設備されてくると地域の生活環境の保全という点で大きな問題が起きてくるのではないかと心配しています。私と同じ思いをしてもなかなか声を出せない人もいます。町行政として何か考えていただけないかというお話でありました。

実は、自分もこの方と同じような体験をしていますので、お気持ちは本当によく分かりました。このことを受けて一般質問をさせていただきますが、これは単に事業者さんに対して云々ということではありません。地域住民の皆さんと事業者さんが災害防止、生活環境や景観の保全について、お互いに理解して進めていくには、町としてどのような対応が必要かという観点から質問させていただきます。

質問事項 1、太陽光発電設備の現状と今後。

要旨 1、東庄町太陽光発電設備の現状。

最近、太陽光発電設備の設置が多くなってきているように感じています。また、近隣でも設置の場所を求めて事業者が営業活動されているとお聞きしています。

そこで伺いますが、事業者が東庄町内に自立する太陽光発電設備を設置する場合の手続き、また国・県の補助金や支援策などはどのようなものがありますか。

次の質問からは自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、板寺議員のご質問についてお答えします。

事業者は、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインと環境省による太陽光発電の環境配慮ガイドラインを遵守し、また、関係法令などの十分な確認を行い、千葉県が提供しています新エネルギー等施設の設置に関する手続き情報を併せて確認し、各種手続きを行う必要があります。

設置する場合の手続きについて、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインによりますと、事業者は関係法令、条例手続きなどについて自治体等への確認及び相談を行い、防災、環境保全、景観保全の観点からの適切な土地を選定し、地域住民とのコミュニケーションの実施を行う必要があります。

次に、安全を確保し、防災、環境保全、景観保全を考慮した適切な設計を行い、FIT法認定申請をします。国の認定を受けましたら施工になりますが、標識の設置や柵、塀等を設置する義務などがございます。

また、補助金等についてですが、現在は自立した太陽光発電設備の導入だけで利用出来る国・県の補助金制度はありません。支援策といたしましては、固定価格買取制度のFIT法がございます。これは、再生可能エネルギーで発電した電気を国が決めた価格で電力会社が買い取る制度です。

他には、太陽光発電導入加速化補助金や融資、出資支援といったものがございますが、特別な要件が必要となります。

以上となります。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

国のガイドラインでは、事業者は関係法令、条例、手続きなどについて、自治体などに確認及び相談を行うということですが、東庄町にはこれまで事業者からどの

程度確認や相談がありましたか。お伺いします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですけれども、大体年間で一、二件程度の問い合わせはあるようでございます。ただ、当町では、条例等の定めがございませんので、その旨の回答をしております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

自立する太陽光発電設備は、どのような地目に建設出来ますか。また、構築物に関する制限はあるでしょうか。高さや境界からの距離、敷地に対する建蔽率や占有率、その点をお伺いします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

建設出来る地目は、雑種地、原野、山林、宅地等がまず考えられます。山林に関しては、森林法の林地開発等の手続きが必要となります。

また、田や畑となっている土地に太陽光発電設備を設置する方法は2種類ございまして、野立て太陽光発電と営農型太陽光発電となっております。

野立て太陽光発電は、耕作をせず、太陽光発電設備だけを設置する方法です。この場合は、農地転用の許可を受け、地目変更の手続きが必要となります。

営農型太陽光発電については、土地を農地として活用し続けながら、太陽光パネルの下で農業を行う方法です。この場合、地目は田や畑のまま設置することが出来ます。

構築物に関する制限ですが、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて、パネルの下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ物品の保管や格納に供しないものについては、建築物に該当しないため、建築基準法の該当はございません。よって、制限はありませんが、事業者は地域の景観や生活環境、自然環境に留意し、

地域住民への環境を最小限に抑えることが必要であると環境省のガイドラインには記載されております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

ただいま建築基準法に該当しないというお話がありましたが、該当しない場合は、町に建築の申請や完了したという報告も要らないということでしょうか。お伺いします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

そのような届出がないということで、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

太陽光発電設備の土地は、賃貸契約が多いと思いますが、買取りということもありますか。また、一般町民の方、要は広い畑や、そういうものを持っている方が事業者になって、太陽光発電設備事業者になるということも可能でしょうか。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですが、賃貸と買取り、どちらもございます。また、個人の方が事業者になることも可能であると考えられます。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

太陽光発電設備の設置増加によって、町の税収は上がりますか。この点についてお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

昨年度の固定資産税の償却資産における課税額ですけれども、こちら約1,300万円でした。その他、設置する土地の課税ということで、地目を変更する場合は、その地目の変更により税額が多くなるというところもありますが、こちらについては申し訳ありませんが、集計は出来ておりません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

自立する太陽光発電設備の設置数の年間の推移というものを教えていただきたいと思います。数年間で結構ですので、よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

設置数については、町では把握しておりませんが、設置をした土地の筆数の推移ということで申し上げます。

過去5年分でございますが、まず平成30年度は11筆、令和元年度が9筆、令和2年度は22筆、令和3年度は7筆、令和4年度は9筆、また、今年度の見込み数では8筆となっております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

質問要旨の2に入ります。

これまで町に寄せられた意見と今後の課題という点でお伺いします。

太陽光発電設備について、近隣住宅や地域からこれまで苦情、それから要望というものはあったでしょうか。また、苦情、要望があった場合は、町としてどのような対応をしているかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

町で把握しています苦情に関してですが、豪雨による太陽光発電設備の法面崩壊がありまして、管理者に対応をしてもらいました。苦情があった場合の町に対応といたしましては、事業者にも連絡を取り、対応をいただくこととなります。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

太陽光発電設備のメリットは、大きく言えば、以前お話しさせていただいた持続可能な開発目標、SDGsの目標7番のエネルギーをみんなに、そしてクリーンに、13番の気候変動に具体的な対策をにつながっています。遊休地を再生可能エネルギーの精製設備に変えることが出来る、CO<sub>2</sub>など、温室効果ガスの流出を、排出を削減し、気候変動対策に貢献することが出来る、雑草や木で覆われた黒い、暗いイメージの土地が明るく整備されたイメージになる。土地の所有者は、売却、または貸出しすることにより、雑草の刈取り作業など、維持管理から解放され、収入も得られる。町としては、税収の増加も期待出来るというようなところだと思います。

一方で、心配になる点は、隣接している住居や近隣の方に及ぼす影響があります。

まず、太陽光パネルからの影響です。反射鏡にさらされると、反射波にさらされると、部屋の中が高温になったり、劣化が進む心配です。

現場の地形や状況を理解しないために起こる土砂の流出や、排水の問題。近隣の自然環境や景観の保存を配慮した計画になっているか。雑草の刈取りなど、設備の維持管理がこの先数十年きちんと出来るのか。万一災害や事故があった場合、すぐ対応してくれるのか。有害物質も含まれていると言われるパネルや設備を責任を持って撤去してくれるのか、そのような点だと思います。今後の課題は、いかにして近隣住民の方に太陽光発電事業というものを理解していただくか、そして事業者さんには近隣地域の意見、要望を汲み取ってもらうかということだと思います。

事業、施設の内容、維持管理方法及び撤去までの責任の所在や安心出来る情報を丁寧に説明すること。住んでいればこそ分かる現場の諸問題、土砂の流出や排水問

題、生活環境の保全などを近隣住民と事業者が共有して進めていくべきと考えますが、町の見解を伺います。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

事業の実施にあたりましては、国のガイドラインの遵守及び関係法令等の十分な確認を行い、事業者の責任のもと、確実に手続きを行っていただくことが大前提と考えます。

また、事業の概要や環境、景観への影響等について説明会を開催する等、地域に住んでいる方から十分な理解を得られるよう、コミュニケーションを図り、地域に配慮した事業実施が必要と考えております。

その上で、計画段階から事業者に対し、設計内容に関する届出を行うようにし、管理、処分に至るまで、事業の情報を把握するということが必要と考えております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

ありがとうございます。

続きまして、要旨3、生活環境と調和出来る適正な設置と管理に関する条例等の必要性というテーマで質問いたします。

先程話があったFIT法の再生可能エネルギー固定価格の買取りですが、これは国民全体で負担しています。毎月の電気料金内訳を見ると分かりますが、利用キロワット数掛ける、今は1.4円の計算で、再エネ発電賦課金として、実際、利用した分の料金とは別項目で請求されています。この賦課金が再生可能エネルギー固定価格買取りの原資になっています。

再生可能エネルギーの推進は、まさに国策です。しかし、国策で推進を目指すかゆえに国の設置に関するガイドラインが緩く捉えられている。はっきり言えば守られていない。これが隣接する住居や近隣地域の問題となって表れているのではと考えています。

太陽光発電設備の設置によって問題や争いが起きては、町行政としても大変不本



意ではないでしょうか。国のガイドライン、指針、指標が緩く、守られていないのであれば、自分達の地域、町を守っていくためには、自分達のルールが必要だと思います。

千葉県ホームページを見ますと、太陽光発電に関する諸制度というページに、自治体による太陽光発電を対象とする規制などというコーナーがあり、16市町が条例、もしくは指導要綱、またはガイドラインを制定しています。その中で、睦沢町や大網白里市の条例や指導要綱を拝見しましたが、ああ、このように条例として工事を始めるまでの段取りが示されていれば、事業者もかえって進めやすいと思いましたし、地域の皆さんもある程度、事業者さんの取組姿勢を理解しやすくなるのではないかと思います。周りや自治体が知らないうち工事が始まり、そこで問題が発生する、それが一番悪いパターンです。太陽光発電設備の設置によって、地域の生活環境に悪影響が出たり、地域のつながりが壊れてしまうことのないよう、最大限の配慮が必要だと思います。

町行政として、太陽光発電設備の設置にあたり、適正な設置と維持管理、環境保全について、注意、指導が出来る、その根拠として条例などの制定が必要と考えますが、町の見解を求めます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

国が再生可能エネルギー電気の利用促進をしている中、本町におきましても、太陽光発電設備の設置が進んでいるところであります。

太陽光発電事業の適正な実施と地域環境との調和を図るための条例やガイドラインなどの検討が必要であると考えております。

生活環境、自然環境、景観の保全を目的としまして、町民の皆様の安心安全につながるものとしてまいりたいと考えております。

また、先程、千葉県内の状況ということで板寺議員より参考例などをいただきました。県全体で統一した条例というものを制定はしておりませんが、県内で独自の条例や要綱、ガイドラインを制定している自治体の例というのが幾つもありますので、そちらを参考にしながら検討してまいりたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

7月27日発行の読売新聞に総務省が太陽光トラブル実態調査に乗り出したという記事があります。政府による調査は初めてで、再生可能エネルギー普及に向け、トラブルの防止や円滑な発電設備の導入に生かす狙いがある。事業用の太陽光発電設備をめぐるのは事業者から地域住民への説明が不十分だったり、許可条件に反した開発が行われている事例が問題になっている。住民には災害リスクの不安が高まっている事業者と連絡がつかないといったケースもあるという。政府は、再エネ発電割合を2030年度には太陽光で14から16%とする目標を掲げている。実態調査を通じ、目標達成に向けた取組を促進したい考えだと。このようなことも踏まえて、是非、東庄町の条例制定を進めていただきたいと思います。

続いて、質問事項の2、空き家等対策計画条例整備の進捗状況。

議員団では、6月22日、岩手県山田町に数年ぶりで行政視察に行かせていただきました。研修内容は、東日本大震災からの復興状況と空き家対策についてです。

空き家対策について、事前に質問を出させていただきましたが、タイムスケジュールの関係で後日、書面にて回答をいただきました。

質問は、空き家対策計画を3年にした理由は。空き家対策実態調査は、調査を始めて、結果取りまとめまで期間と何人体制で行ったか。特定空き家候補が12戸あるとのことで、その対応はとお聞きしました。

回答1、計画は3年間としたのは、空き家の状況が刻々と変化するため、3年ごとの更新をしているということ。実態調査は、取りまとめまで約5ヶ月間、その調査をもとに毎年現地を職員で巡回し、確認している。職員2名担当、特定空き家候補12戸の対応は、毎年現状確認、写真撮影をして老朽具合の進行などを見守っているということでした。

そこで質問いたします。

要旨1、一般質問の答弁があつてから半年、進捗状況はいかにということ、東庄町議会3月定例会の一般質問において、空き家対策計画の条例制定について、検討する旨、答弁がありましたが、どのように進んでいますか。進捗状況を伺います。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、板寺議員のご質問にお答えいたします。

役場内の関係部署と協議をした結果、まちづくり課で空き家対策等の条例の制定を行うことになりました。現在、まちづくり課で空き家対策等の条例制定の準備を始めたところでございます。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

要旨2、条例制定時期の見通しということで、ただいま進めているということがありました。先程の山田町さんを参考に考えれば、新たな実態調査に5ヶ月かかるということ、また、協議会を設置して、審議など、結構日数がかかると思います。制定に向けて進めていただけるという答弁でありましたが、条例でありますので、議会の承認が必要となります。議会への提案はいつ頃になるかお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、板寺議員のご質問にお答えいたします。

空き家対策等の条例制定については、令和6年度の制定を目指して進めてまいります。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

ありがとうございました。条例制定に向けて、しっかり進めているということで、ほっといたしました。

先程の太陽光発電の設置にしても、この空き家対策計画にしても、国・県は最後のところは各自治体でしっかり対応なさいということだと思います。自分達でルールを作り、持続可能な東庄町を目指して進めていきましょう。

以上で質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

議席番号13番、山崎ひろみでございます。

通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。本日は、2点の項目について質問させていただきます。

9月1日は防災の日、災害について認識を深めると共に、これらに対する備えの充実や強化を通し、被害を軽減させるなどを目的に制定されています。我が町では、9月3日に防災演習が実施されました。これまでとは少し違う防災無線やエリアメールを活用しての訓練が実施されました。町民の皆さんの災害に対する意識の啓発が出来たのであれば幸いです。

今年も日本各地で大雨による被害が多発しました。この後も台風の発生はあると思われま。近年の台風被害では、水害リスクの情報が明らかになっていない中小河川や下水道などのある地域で多くの浸水被害が発生しました。

そこで、質問要旨1にかかる質問で、黒部川に接続する船だまりの土砂の実態調査はされているのか伺います。

また、道路脇の排水口は、長年、手をかけられないでいるところがあると思われま。大雨に耐えられる状況なのか、現状と課題についてお聞きします。

次に、4年前の台風被害では、長期間の停電が発生しました。全ての電化製品が使用出来ず、食事の確保やお風呂も入れず、生活を維持することが困難になりました。しかし、何とか対応出来るものは我慢するしかありませんが、命に関わることは大きな問題です。

2番目の質問要旨であります。医療的ケア児・在宅医療者等の実態把握と対応はどのようにしているか伺います。

電源がないと命の危険にさらされる状況かと思いま。災害は、いつ起こるか分かりません。事前の準備が必要と考えますが、現状と対策について伺いま。

次に、現在、就労のために町内に住んでいる外国人の方が多くいると思われま。災害が発生し、状況により避難行動をしなければならない時、日本語がよく理解出来ない方達に対して、どのように対応するか伺いま。

2番目の質問事項であります。視覚障害者のための音声コードの利用促進について伺います。

全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。ところが、今でも視覚障害者にとっては情報の取得や利用に多くの苦勞があります。内閣府のホームページには、以下のように記載されています。

視覚障害のある方は、必ずしも点字が読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法の他、文字内容をコード情報、音声コードに変換して、活字文章読み上げ装置を使って音声化する方法があります。事実、視覚障害者は自宅に届く郵便物などは、どなたかに代読してもらうか、文字をコード情報に変換して読み上げ装置やアプリで聞いています。視覚障害の手帳を持っている人のうち、点字が読める人は僅か1割とのこと。他の疾病や、高齢化などで文字を読みづらい人は160万人との報告もあります。音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードです。この中に文字情報を記録出来ます。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障害者はそこを指で触れば音声コードの場所が分かります。国や地方自治体から送られる公的な通知文書や広報などの印刷物、年金や医療、各種保険などのお知らせなどには音声コードの記載が必須かと思えます。

全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく情報の取得やその利用、意思疎通が出来る社会の実現を目指した法整備も整っているわけですから、町から町民に送付される公的な通知について、この音声コードの普及を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

併せて、視覚障害者の方々の情報取得についての課題、対策等をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、山崎議員のご質問にお答えいたします。

質問事項 1、町民の生命を守る防災・減災の取組。

質問要旨 1、排水口の土砂撤去の現状と課題の中で、1点目の黒部川に接続する船だまり場の実態調査についてのご質問にお答えいたします。

東庄町の中で、黒部川に接続している船だまり場は合計 8ヶ所あります。そのうち町が地元漁業協同組合に管理を委託している船だまり場が 1ヶ所、町が管理している船だまり場が 7ヶ所あります。町が管理している船だまり場については、実態調査等を行っておりませんが、目視等により場所によっては徐々に土砂がたまっているところもあると感じていますが、どの船だまり場も黒部川に排水が出来ており、排水不良を起こしている状態でないと認識をしております。

なお、黒部川については、黒部川総合開発ダムとして千葉県が洪水調整し、上水道、用水の確保を目的として、水位調整を含めた管理をしております。

続きまして、2点目の道路脇の排水溝の現状と課題についてお答えいたします。

東庄町が管理している町道は、延長約 309 キロメートルあります。そのうち多く町道に側溝が設置されております。

議員がおっしゃるとおり、老朽化してきた側溝等が増えてきており、町も修繕工事等の対応に追われております。また、近年はゲリラ豪雨などにより、短時間で水が一定の場所に集まってしまい、排水施設の勾配の弱いところや断面不足などにより、冠水等を起こしてしまう場所もあります。たびたび排水不良や冠水等を起こす箇所については、排水整備事業や道路改良工事などで解消に努めておりますが、地形や流末の状況などにより、対応が追いつけない場所もあります。

町としても日頃から排水施設の点検や台風の前などには、排水がつまりやすい箇所の落ち葉やごみなどの障害物の除去など、冠水対策を行っていますが、ここ最近の台風や異常気象による集中豪雨などの場合は、既存の道路側溝の排水能力だけでは厳しい状況と認識しております。

私の答弁は以上となります。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問要旨の2番目、医療的ケア児・在宅医療者等への対応についてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように、台風などの自然災害により長期間の停電が発生した場合、電気製品は使用出来なくなります。特に停電で心配なのは、電気で動く医療機器を使用している在宅療養中の方となります。在宅療養の場合、電気で動く医療機器でよく使われているのは、人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器となります。東庄町では、重度障害者等に対して、日常生活用具を給付する日常生活用具給付等事業を実施しており、令和4年4月から、これらの医療機器が停電で使用出来なくなった時などに使用する蓄電池や自動車バッテリー等の直流電源を交流電源に交換する装置であるカーインバーターをそれぞれ上限価格まで助成出来るようになりました。

議員からご質問のあった医療的ケア児・在宅医療者等の実態把握と対応の現状と対策でございますが、障害のある方の中で、心臓や呼吸器に障害のある方の人数については、身体障害者手帳所持者の数で把握することが出来ますが、呼吸器障害が4名、心臓機能障害が71名となりますが、その方々が在宅療養をしているかどうかの正確な人数は把握することが出来ません。しかしながら、日常生活用具給付で、蓄電池の給付を行った方が現在2名おまして、1名は障害者、1名は障害児で、医療的ケア児と呼ばれている児童でございます。

なお、カーインバーターの実績はございません。

実態把握はなかなか難しいところではございますが、このような支援があることを障害がある方に向けて今後も広報やホームページなどでお知らせし、災害時に対応出来るようにしていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、災害発生時の外国人住民への支援体制についてお答えします。

山崎議員がおっしゃるとおり、現在、就労のために町内に住んでいる外国人の方が多くなっております。災害時には、このような外国人の方への対応も重要であると考えております。

現在、町では、洪水ハザードマップを整備しておりますが、外国人の方々に事前に防災情報を知っていただくために、ハザードマップは重要な役割を果たすものであると考えております。

現在、ハザードマップは、日本語、英語のみの記載となっておりますが、来年度整備予定の新しいハザードマップにおいては、更に多言語の記載を検討しております。

また、現在、町ホームページでは、グーグル翻訳を利用した自動翻訳サービスが利用出来ます。外国人の方の情報収集のツールとして活用出来るものと考えておりますので、周知してまいりたいと考えております。

今後も災害時に日本語がよく理解出来ない方達に対しても情報がきちんと届くよう、様々な対策を検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、次に、質問事項の2番目、視覚障害者のための音声コードの利用促進、質問要旨の1番目、視覚障害者の情報取得についてお答えいたします。

議員がおっしゃられた音声コードの普及についてですが、東庄町では現在、音声コードを各種通知には使用しておりません。

また、視覚障害者の方々の情報取得の方法についての課題、対策ですが、現在、東庄町には視覚に重度の障害がある方は21名おりますが、家族がいる方が大半なので、町からの通知などは家族から情報を取得していると考えられます。今後は、当事者や関係者から音声コードを含め、どのような支援が必要かを聞き取り、対応していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

船だまり場については、防災面としては問題ないとの認識でよろしいでしょうか。



議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えします。

まず、船だまり場に接続する黒部川では、大雨などの予報がある場合は、黒部川を管理する千葉県香取土木事務所が事前に黒部川から利根川に放流して、黒部川の水位を下げております。台風などにより黒部川の水位が高くなった時は、国土交通省、利根川下流河川事務所が新宿地先の黒部川排水機場を運転して、利根川に強制排水を行っております。

また、黒部川水門を管理する水資源機構利根川河口堰管理所では、黒部川の増水時に利根川本線の状況や潮の満ち引きなどを勘案して、小まめな水門の操作をしていただいております。

以上のように、黒部川の防災については、関係機関がご尽力していただいておりますが、町としても関係機関と連携して、黒部川の防災に努めていくと共に、黒部川に接続する船だまり場についても定期的に状況を確認しながら、支障を起こさないよう、適切な管理に努めてまいります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

船だまり場については、承知いたしました。

排水口ですけれども、現在、国道脇については、町から管理者に要望するのみかと思いますが、大雨の際に浄化槽が逆流して困るケースも出ておりますので、早めに対応してもらえよう、強く働きかけてほしいと思います。

また、町道脇については、修繕などについては町として努力していると理解しますが、側溝の掃除については、定期的にされているところと何年も手をつけられていないところがあります。住民の高齢化や地域内の意思疎通の低下などで実施出来ずにきてしまったように見受けられます。町で全部やるとなれば、費用の面で大きな負担になるわけですので、町民の皆様の理解と協力が必要かと考えます。大雨で冠水被害等が発生し、家屋や車などに被害が出ることを想定し、側溝の掃除

の必要性を理解し、我が事として捉えていただくよう、防災意識の啓発に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えします。

1点目の、大雨の際に国道の側溝の水が個人の浄化槽に逆流するような場合は、町で事前に状況を確認して、国道の管理者である千葉県香取土木事務所に相談したいと思えます。

続きまして、2点目の町民の方へ側溝清掃等の啓発についてお答えします。

議員がおっしゃるとおり、町民の方に側溝清掃の重要性を理解してもらい、協力していただくことは道路の冠水予防などの大きな減災につながると考えております。今後は町民の方に側溝清掃の重要性とその協力について、広報やホームページなどで啓発をしていくと共に、町民の方が側溝清掃に協力しやすい環境づくりについて自治体や皆様方のご意見を伺いながら検討していきたいと思えます。

私からの答弁は以上となります。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。本日、減災ということで質問させていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、医療的ケア児・在宅医療者等への対応についてですけれども、我が町は地域包括支援センターを初め、住民の見守り体制についてはよく頑張ってくれていると思えます。しかし、高齢化が格段に進み、疾病や障害のある方も多くいます。災害時に誰一人取り残さないためにも、これまで以上に実態把握は必要と考えます。

そこで伺いますが、努力義務となっている個別避難計画の策定は、どのようになっていますか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

個別避難計画については、現在、医療的ケア児、1名について作成しております。今後も避難するにあたって心配のある方の個別避難計画を徐々にではありますが、作成していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

これからも個別の対応が必要な方の実態把握と支援をお願いしたいと思います。

外国人住民への支援体制については承知いたしました。言葉の意味が分からず、災害時に困ることがないように、出来れば雇用主の方にも周知するなどの対策をお願いしたいと思います。

次に、視覚障害者の情報取得についてですけれども、当事者、関係者からどのような支援が必要か聞き取り、対応して下さるとのことも承知いたしました。

音声コードについては、自治体などによっては選挙の投票券やコロナワクチン接種の通知文書などにつけられています。現在は、活字文書読み上げ装置がなくてもアプリを利用して音声を聞くことが出来ます。また、その上で、日本語が読めない外国人でも利用して活字情報を得ることが出来ます。一石二鳥なのかと思います。これからは必要だと思います。現在の実態把握、障害のある方は何を一番必要としているのか、まだまだ個人情報があったり、いろいろな面で踏み込めないところがあるかと思いますが、誰一人困ることがないように、特に情報というのは、今、リアルタイムで受けなければいけない、そういう時代になっておりますので、よく精査して、是非この音声コードの普及には努めていただきたいと思います。提案させていただきます。

本日は、すみません、時間をちょっと繰り上げて早いお話をしてしまいましたけれども、障害者にとっても、これからは本当に町内住んで良かったと安心してもらえるような施策をこれからもしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時20分からとします。

(午前11時09分 休憩)

(午前11時20分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

11番、高木です。一般質問を行います。

質問事項1、交通安全対策について。

令和3年度の全国の交通事故件数は30万件ほど、死者数は2,636人、負傷者は36万人、そのうち重傷者は2万7,000人と報じられています。死者は、ピーク時の4分の1以下となっていますが、事故件数は30万件以上もあり、物的、人的被害は、当事者にとってはいつまでも残ります。運転には自信があり、絶対に事故は起こさないという人でも、天候や路面の状況によっては事故になることもあろうかと存じます。

運転免許証を持った人が一人1台の自動車を持つ時代であり、誰もが交通安全を願っています。交通安全対策を進めるには、道路の安全環境の整備が必要かと存じます。本町における事故件数等の状況と交通安全対策について、今後、どのように進めていくのかお伺いいたします。

以上で最初の質問を終わります。以下の質問は自席にて行います。よろしく願いします。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

すみません、先程、議会運営委員会の報告として、質問は一括と一問一答を申請した方は、質問を全て壇上に登壇して質問をしていただきたいということでお話をさせていただきましたので、高木議員におかれましては、登壇して、全ての質問を一括していただきたいと思います。

以上です。

議長（宮澤 健君）

今、板寺議員から話があったように、高木議員、一括の場合には全部一括で質問を登壇して行ってください。

再度、登壇をお願いいたします。

11番（高木武男君）

今、この交通安全対策について、一括で聞きました。あとの以下の質問については、一問一答ということで、自席から行うわけです。これで何か問題ありますか。

議長（宮澤 健君）

質問は一括で行うということで、通告が出ていると思います。

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

一括質問というのは、高木議員の場合ですと、質問事項の1、交通安全対策、そして質問事項の2、新しい東庄のための諸課題、これの中で、その要旨も含めて、これを全て登壇して質問するというのが一括の質問です。それが終わった後に、それぞれのことについて、要旨についてでもいいんでしょうけれども、それについて一問一答で行うというのが一括と一問一答の方式ですので、これはそのようにしていただきたいと思います。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

そういう問題があるなら、今、この議会で一般質問が始まった時に言うのではなくて、その前に、前もって言ってくれたらどうなんですか。いきなりこんなことを言ったって、今まではこうやっていたけれども。

議長（宮澤 健君）

一番最初の議運の委員長から会議日程の報告の時に話があったと思います。それから、局長の方から皆さんのところにラインがこの間、議運の委員会が29日にあった時に皆さんに送信されていると思います。通達されていると思います。了承されていると思いますので、今、ここでの話ではありませんので、登壇して一括して質問をしてください。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、そういうことをございますから、登壇して質問します。

質問事項 2、新しい東庄のための諸課題。

要旨 1、森林整備について。

森林環境税は、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や森林による災害防止を図るため、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に当てるために創設されました。令和 6 年度から森林環境譲与税として本町にも年間 2 6 0 万円ほどが譲与されます。安い輸入価格により、国産材の価格も低迷しています。こんな状況が続くため、森林整備を目指す担い手はほとんど見当たりません。後世にいい森林を残したいという気持ちは、誰でもが持っています。いい山林、美しい里山は、この町の価値を一段階上に押し上げることになるのではないのでしょうか。時期を得た森林環境譲与税を利活用して森林整備を進めるべきだと思いますが、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

要旨 2、道路行政について。

1、町道 3 0 1 2 号線の整備について、1 5 年以上前よりお願いを申し上げておりますが、一向に進展がありません。この場所は、住宅地内を通る道路ですが、側溝がなく、住宅地より流出する雑排水が道路上を流れており、衛生上、非常に問題があります。住民からの要望でもありますので、早急に整備をお願いいたします。答弁を求めます。

2、町道 0 2 0 5 号線においては、拡幅のため用地が買収されて 1 5 年以上経過しているところがありますが、0 2 0 5 線の整備計画についてお聞かせください。

3、道路の整備については、町民から議会への請願書の提出により判断するのが通例だと思いますが、この七、八年は、議会への請願は全くありません。どうしてこのようになったのかお伺いいたします。

要旨 3、教育について。

教育の町東庄ということで、歴代の教育課長さんは答弁で、教育の町東庄と何度も発言されました。次代を担う子供達の自主性を育む教育は非常に大切なことです。教育の目的、目標について、何度も聞いていますが、結果として表れなければ美辞麗句になってしまいます。教育の町東庄を標榜するのであれば、それなりの努力が必要かと思います。東庄町の教育の素晴らしさに子供を東庄の学校へ入学させるため、転入移住者が何人も出るようになれば、東庄の教育も本物だと言えるのではな

いでしょうか。東庄の教育の目的・目標について、一番大切にしている要諦は何でしょうか。お伺いたします。

以上です。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、初めに、交通事故発生状況についてお答えをいたします。

先程、高木議員から令和3年度の交通事故発生状況について、お話がございました。直近の令和4年の交通事故状況について申し上げますと、千葉県内での交通事故発生件数は、1万3,223件で、10年前の平成24年に比較しますと、9,727件の減、交通事故死亡者数は124名で、78名の減となっております。

なお、20年前の平成14年と比較しますと、255名の減と3分の1減少しております。

東庄町発生分に関しますと、交通事故発生件数は18件で、平成24年と比較しますと37件の減、交通事故死亡者はゼロで1名の減となっております。

10年前と比較して事故発生件数、死亡者数共に減少はしておりますが、更なる交通安全対策が必要と考えております。交通安全対策を進めるにあたっては、議員がおっしゃるように道路の安全環境の整備が必要でございます。国や県、警察等の関係機関とも連携し、カーブミラーや視線誘導標などの交通安全施設を適宜整備し、また、交通安全協会や教育委員会、PTAなどの協力もいただきながら点検整備を実施してまいりたいと考えております。

更に交通安全期間中の各種行事や幼児、小中学校交通安全教室等を実施し、交通安全思想の啓蒙と交通事故防止教育に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

暫時休憩とします。

（午前11時34分 休憩）

（午前11時35分 再開）

議長（宮澤 健君）

再開いたします。

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、高木議員の質問事項2、新しい東庄のための諸課題、質問要旨1、森林整備について、森林環境譲与税を利活用して森林整備を進めるべきと考えるが、町の考えについて伺いますというご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税は、森林の有する広域的機能を守るため、令和6年度から課税される国税である森林環境税を財源として令和元年度から森林整備に関する施策のため、地方自治体に譲与されるようになりました。

これまで東庄町では、森林環境譲与税を活用して、森林台帳でもある森林クラウドの整備や千葉県産木材を使用したテーブルやベンチの設置、危険木伐採などの事業を行ってきました。また、将来の森林整備に関する事業に活用するために積立も行っております。森林環境譲与税は、人口や人工林の面積、林業就業者の数などにより配分されるため、東庄町の譲与額は決して多くはなく、令和4年度決算では213万6,000円であります。森林は基本的に所有者等が適切な管理を行うことが原則です。町が森林の所有者に代わって整備を行う場合は、森林経営管理法に基づき森林所有者と町が経営管理の委託業務を結び、町が林業者に間伐や植栽などの森林整備を委託する必要がありますが、千葉県は林業が盛んでなく、森林整備する林業者もほとんどありません。また、伐採した東庄産の木材で林業者も収益を上げることが難しいと考えております。

このようなことから、町が所有者に代わり計画的に森林を整備することは現状では難しい状況ではありますが、森林環境譲与税の有効な活用方法については他の自治体の活用例を参考とすると共に、県や関係機関や町、森林組合と協力しながら、より良い活用方法を検討してまいります。

続きまして、質問要旨2、道路行政について。

1点目の町道3012号線の整備について、要望してから15年以上経過しているが、進展がない。この道路は側溝がないため衛生上問題がある。排水整備だけでも出来ないかというご質問にお答えいたします。

ご質問があった町道3012号線は、窪野谷本郷地先の集落内から幹線道路にする延長が約110メートルで、現況の幅員が約2.0メートルの急勾配な道路です。この道路は平成20年度に拡幅の要望が東庄町長宛てに提出され、この道路と接続



する幹線道路の整備が終了した平成28年度に拡幅の計画を着手し、用地買収の交渉を行いました。

用地交渉の結果、大口の土地所有者の相続が難航しているため、拡幅の計画は凍結しております。今後地元が改めて拡幅工事から排水整備に切り替える要望があった場合は、整備計画の再検討を行いたいと考えております。

続きまして、2点目の町道0205号線は、拡幅のため用地買収をしてから15年以上経過している。町道0205号線の整備計画について伺うというご質問に対してお答えいたします。

ご質問があった町道0205号線は、窪野谷から平台に向かう幹線道路から八木山に向かって延長約390メートルの区間を通学路及び農産業振興路の整備として、拡幅工事の陳情書が平成4年度に、当時の町議長宛てに提出され、議会が採択をされました。

平成17年度から用地買収を開始しましたが、筆界未定地や用地買収に応じない地権者がいたため、平成18年度に用地買収が出来た区間の約180メートルを幅員7.0メートルの道路改良工事を実施いたしました。

議員がおっしゃるとおり、平成18年度の道路改良工事後、未着手でありましたが、未買収地の土地所有者の名義変更や筆界未定地の解消など、土地の動きもあったため、現在の社会情勢に合わせた道路幅員の見直しなど、道路整備計画の再検討を行いたいと思います。

3点目に、道路整備の請願については、議長に提出して議会が判断するのは通例と思うが、ここ七、八年に議会に請願が出されていない理由についてというご質問にお答えいたします。

町道の拡幅工事や排水整備などの請願、陳情、要望等については、先程、議員がおっしゃるとおり紹介議員を介して請願者が請願書等を東庄町議会議長宛てに提出し、議会で請願内容について審査を行います。

また、それとは別に請願者が議会を通さずに東庄町長宛てに請願書等を提出する場合の急ぎの方法がございます。地元の方が役場の窓口で町道整備の請願等のご相談があった場合は、紹介議員を介して議長宛てに請願書等を提出する場合と町長宛てに請願書等を提出する場合の2通り方法についてご説明いたします。請願書等の提出方法については、請願者にお任せしております。

私の答弁は以上となります。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

私からは、質問事項2、新しい東庄のための諸課題の質問要旨3、教育についてお答えいたします。

東庄の教育目標は、自分達の住んでいる東庄の自然、歴史、伝統文化を学校だけでなく、地域から学ぶことでその良さを知り、東庄に誇りを持ち、夢を抱きながら未来を切り開いていける子供達を育てることです。

それには、第1に、子供達の知・徳・体の育成です。IT、タブレットをフル活用しながら、確かな学力の定着を図ること、道徳教育や地域の体験活動を通して、優しさや思いやりの気持ちを大切にされた心豊かな教育、そして健やかな体の育成を進めます。

第2に、今年度導入した学校運営協議会を活用し、小中学校が連携・協力した9年間を見通した地域と共に歩む学校づくりを進め、地域の人達から伝統や文化を学び、郷土を愛する子供達を育てていくことです。

第3に、家庭教育の充実です。教育の根源は、家庭にあります。家庭教育が充実することで、問題行動、不登校など、生徒指導上の課題解決につながります。

そこで、子育て4ヶ条、礼儀、感謝、公正、思いやりを浸透させることで家庭の教育力の向上を図っていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、一問一答形式で二、三、行います。

まず、交通安全について。

カーブミラーについては、交通安全協会の皆さんが、年に1回の清掃活動をしていただいております。感謝を申し上げます。

カーブミラーの中には映りの悪いもの、ポールが曲がっているもの、木の枝でふさがれたもの等が見受けられます。カーブミラーや道路の白線、センターライン等

の表示は交通安全上、必要なものです。これらの点検整備は早急をお願いしたいと思います。

コメントがあればお願いします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

カーブミラーや道路の白線等の表示に関しましては、状況を確認いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

次に、森林整備についてであります。東庄産の木材で収益を上げることは難しいとのことですが、森林は最低でも100年ぐらいは必要な産業なのです。30年ないし50年ぐらいでは、収益は本当に少ないものなのです。樹齢150年以上になると直径1メートル以上になり、1本の値段も数百万円となります。林業は、目先のことではなく、息の長い産業なのです。100年の森づくりは、また、まちづくりでもあります。景観づくりや観光資源として寄与し、財産を形成します。こんな形で次の世代へ引き継いでもいいのではないのでしょうか。

100年の森を目指した森林整備について、町としての考えを伺ったのですが、県や関係機関と相談しながら検討したいとの答弁でした。町独自の考えがありましたらお聞かせください。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

森林整備については、山地災害防止の観点から、ここ数年は森林環境譲与税を活用して、危険木伐採事業を行ってきました。今後の森林環境譲与税の有効な活用方法を含めて、東庄町の森林整備の推進の在り方について、県や関係機関や有識者などの意見を伺いながら検討したいと思います。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは最後に、教育について。

東庄の教育の目標について、素晴らしい言葉で語っていただき、ありがとうございます。

子供達は、学校での学習やテレビや新聞、スマホ等、いろいろなところから情報を得ています。いろいろなことを知っています。人口減少問題、温室効果ガスによる地球の温暖化、異常気象による熱波や大型台風等による風水害、食べ物がない人々、勉強したくても出来ない子供達、戦争によって苦しむ人々などなど、いろいろなことを知っています。子供達は、いろいろなことを知っていますが、どうしたらいいのか分からないのです。学校の教科書、テレビや新聞、スマホでも教えてくれません。東庄の宝である子供達の思い悩むことや分からないことに対して解決のヒントや考える力を与えてやるのが教育の大切な役割の一つではないでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、前田君江君。

1番（前田君江君）

議席番号1番、前田君江です。こんにちは。まだまだ暑い日が続きます。お許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。一括質問で、2点の件で質問いたします。

質問事項1、防災対策について、質問事項2、高校生の通学交通費の補助等についてです。

今年は関東大震災から100年目の節目の年になります。その発生日の9月1日は、ご存じのとおり防災の日と定められています。12年前の3月11日は、宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震を私達は経験しました。地震だけではなくありません。今まさに台風シーズンに入りました。2019年の大雨による洪水や風災は、千葉県全域に深い爪痕を残してきました。この東庄町についておいても、怖い思いをし、停電や水道が出ないなど、つらい日々を何日も送った方もいらっしゃると思います。

そこで、一つ目の質問です。

地震、津波、洪水、台風による風災、風災から発生した大火災等々、いつ、何どき、災害に見舞われるか分かりません。各家庭で用意していた備蓄品や防災グッズを持ち出せないまま逃げるようになった時、避難先には食料等の備蓄品が足りないといった心配はないのでしょうか。

備蓄品の保管場所や避難所との連携、1ヶ所の避難所に避難者が集中してしまった時の対処等を含め、細かい質問ですが、町が想定している避難者に対しての食料などは何人分を何日分ほど備蓄しているのでしょうか。

次に、二つ目の質問です。

基本、自分の生活必需品は、自分で備え、避難する時にそれらを持って避難所に向かうとされています。しかし、高齢者や体の不自由な方、小さなお子さんのいるご家庭だけではなく、一般の動ける方でも食料品、防災用品、生活必需品を持って逃げるといのはなかなか困難なように思います。

突然の災害で、避難所に向かう時、大きな荷物に意識を取られてしまうととても危険です。命が最優先、避難所にたくさん持ってこなくても大丈夫、安心してという言葉の裏づけとして、誰もが必要と思われる生活必需品はどのようなものを用意していただいているのでしょうか。

三つ目の質問です。

東庄町で保管している消費期限が近づいている備蓄品についてです。どのような使われ方をしていますか。是非教えてください。

四つ目の質問です。

誰もが思いがけない時と場所で災害に遭ってしまいます。今移動するのは危険といった状況下での帰宅困難者に対しての対策も教えてください。

次に、質問事項2に入ります。

高校生の通学交通費の補助についてです。東庄町では、子供の誕生時と小中学校の入学時のお祝金や給食費、医療費の免除など、中学生まではとても手厚い補助があります。高校生の医療費も全額無料になっています。本当に子育てに対する応援がたくさんなされていると思います。しかしながら、東庄町では、高等学校がありません。中学校を卒業すると、ほとんどのお子さんは他市町村に電車やバスで通学しなければならないのです。

そこで、希望も含めて質問です。これからの東庄町の高校生のために高校の通学交通費の補助の検討をお考えいただいていますでしょうか。もしくはそれに匹敵するような応援をお考えでしょうか。

私の1回目の質問は以上です。2回目からは自席で質問いたします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、私の方から防災対策について、一つ目の質問、災害時に用意している備蓄品についてお答えします。

およそ100名分の水と食料を1週間分、用意しております。これは、災害時の初動対応を想定した数量となっております。災害の規模が大きく、長期化が見込まれる場合については、災害協定を締結している民間企業がございますので、優先的な物資の調達依頼をすることが出来ます。

また、災害時は近隣の自治体も被災しており、応援要請が難しいことが想定されます。そのため、県外の自治体とも協定を締結しており、有事の際は要請することが可能でございます。

続きまして、二つ目の質問の食料品以外の生活必需品についてお答えいたします。

マスクやおむつなどの衛生用品や生理用品などを備蓄しております。また、避難所用品として、プライバシーを確保するためのテントや簡易ベッド、段ボールベッドなどの寝具等の備蓄がございます。

なお、避難者のスマートフォンや携帯電話の充電につきましては、防災備品として用意されてる蓄電池や発電機、庁舎の非常用コンセントから給電することが可能でございます。ただし、充電用のケーブル類につきましては、避難者においてご持

参いただく形となっております。

続きまして、三つ目の保存食の処理方法について、お答えします。

消費期限が近くなってきた備蓄品については、社会福祉協議会を通じてフードドライブへ提供であったり、ふれあいまつりなどのイベントで防災啓発品として配布を行っております。

また、町の備蓄はローリングストックと呼ばれる、毎年、少しずつ買い足すことで一度に消費期限が切れないようにする手法を取っております。

続きまして、四つ目の質問にお答えいたします。

町内で帰宅困難者が発生した場合でございますが、町民と同じように避難者として受入れをいたします。過去の事例といたしまして、東日本大震災の際に、町内に宿泊していた大学生のグループが公民館に避難してきたこともございました。その際には、学生達にも避難所の炊き出しの手伝いをさせていただいております。今後も自助、共助、公助の観点を取り入れた対策を実施してまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の2番目、高校生の通学交通費の補助等について、質問要旨の1番目、本町には高校がなく、ほとんどの高校生は、電車やバス等で通学している。それについての交通費の補助について検討しているのかについてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように、町では子育て支援として出産祝金や小中学校入学祝金、小中学校の給食費無償化やこども医療費の助成など、数多くの支援を行っておりますが、対象は乳幼児から中学生までがほとんどで、高校生以上の学生への支援としましては、高校生医療費の助成や奨学資金利子補給事業がございます。

令和4年度の千葉県和学校基本調査によると、中学校卒業者の高等学校等進学率は98.9%となっている状況を考えますと、子育て家庭の高等学校等にかかる費用は、ほとんどの家庭に該当しますので、議員がおっしゃられるような高等学校などの高等教育への支援も子育て世帯には必要と考えます。

全国的に少子化が進んでいる状況の中で、東庄町で子育てがしたいと考えていた

だけるよう、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えておりますが、高等学校の通学交通費の補助など経済的支援は、予算が必要となりますので、財政部局と協議しながら、どのような方法が子育て家庭に必要なかを検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

1 番、前田君江君。

1 番（前田君江君）

ここから一問一答で2回目の質問に入ります。

まず、防災対策についてです。

100名分を1週間分備蓄しており、災害発生の初期段階はこれをもって対応ということですね。個人的には心もとないように一瞬感じましたが、災害規模に応じて民間企業が物資の調達をしてくれるという、そういった内容だったので、心強いですね。また、県内外の自治体とも協定を結んでいるということですが、お互いを助けるという強い約束があるのだと理解しました。

ところで、備蓄箇所などは町内に分散して保管されているのでしょうか。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えいたします。現在、小学校の統廃合に伴いまして、旧橘小学校へ保管し、一元管理をしております。リスクマネジメントとして分散保管するという考えもございしますが、旧橘小学校は台地にあるため、地理的に災害に有利でございます。他の小学校と比べると、地盤が強いことや水害に強いこと、崖地から離れていることなどが挙げられます。

また、県道に面しているため、物流に強く、防災拠点としての優位性の観点から、一元管理を行っております。

今後も各種災害に対処出来るよう体制を構築してまいりたいと考えております。

議長（宮澤 健君）

1 番、前田君江君。

1 番（前田君江君）



分かりました。安心しました。

次に、食料品以外での備蓄品についてですが、詳しく教えてくださり、ありがとうございます。携帯やタブレット等は、今の時代とても重要なアイテムです。災害時に安否確認、東庄町防災メールやラインでの情報提供は、被災時受取り続けたいものですよね。自分の携帯電話等の充電用ケーブルは忘れずに、常に携帯しておこうと思います。

さて、三つ目に伺った消費期限に近づいた食品等についてですが、昨今フードロスの問題が叫ばれている中、有効に活用していただいていることにほっとしました。特に防災啓発のためにいろいろな方へメッセージを込めて配っているということですね。とても素晴らしい使い方と思います。

また、ローリングストックという備蓄の仕方は、各家庭でおすすめの方法ということですね。実践していきましょう。ちなみに町からの防災のための情報発信は度々行われているということですが、反対にどれくらいの世帯が防災のための準備をしているか、アンケート等をとられたことはありますか。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

世帯が防災のために準備をしているかを把握するためのアンケートは実施しておらず、把握は出来ておりませんが、平成28年にまち・ひと・しごと創生法に基づき、東庄町人口ビジョン総合戦略の策定に伴い実施したアンケートにおいて、町民が防災対策として町に期待することは、食料、水、日常生活用品の備蓄であるという意見が7割を超えておりました。今後も各種災害に対処出来るよう、体制を構築してまいりたいと考えております。

議長（宮澤 健君）

1番、前田君江君。

1番（前田君江君）

一つご提案したいです。防災グッズや備蓄のための食品などはホームセンターやネット通販でも簡単に購入出来ます。でも、結構な量で高かったりします。やはり各家庭、個々に防災のための荷物は持ち出しやすい大きさに用意しておくべきだと

思いました。東庄町で小ぶりの最小限防災セットを一般販売するというのはいかがでしょう。町民だけでなく、誰でも買える東庄町で考案した防災セットの企画をされてみてはいかがかなと。うっかりしてしまった方も、町で注文が出来れば容易に用意が出来て喜ばれるように思います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

ご提案ありがとうございました。議員がおっしゃるように各家庭個々に防災のための荷物を持ち出しやすい大きさを用意しておくべきであると考えますが、避難時における必需品については、家族構成や生活状況などによって一人一人異なっています。そのため、町で考案した防災セットではなく、各個人で防災セットを用意することが有効性の高い防災対策であると考えております。町の広報紙では、毎年、防災特集を組んでおり、持ち出し品の特集も行っております。今後も各家庭で出来る防災対策について、引き続き、啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

議長（宮澤 健君）

1 番、前田君江君。

1 番（前田君江君）

分かりました。防災対策の最後の質問のところですか。過去の災害において、東庄町では既に避難者を誰でも受け入れる対応をしていると伺い、誇らしい気持ちになりました。自分自身が被災していたとしても誰かを助けられるという気持ちを多くの方が持っているのだと改めて感じた次第です。防災に対する意識は、町も、住んでいる私達も、いざ被災した時お互いを思いやり、大変な状況を皆で乗り越えていけるよう、より高く持って取り組んでいきたいです。

引き続き、防災対策への啓発、周知の強化をよろしく願いいたします。

続きまして、高校生の通学交通費の補助についてです。

全国でも、高校生の通学交通費の補助を行っている市町村が増えてきました。それぞれの自治体で助成する金額の算出方法は違うようですが、理由の一つには子育てをするために選んでもらえる町ということです。千葉県内でも、高校生の交通費の支援を始めた市があると聞きました。ここで、東庄町も具体的な内容を検討し始

めているとおっしゃっていましたが、何か具体的な対策はありますか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

議員がおっしゃられるように千葉県内でも幾つかの市町村が、高等学校や大学に行かれる方に対し、通学交通費の助成を実施しております。これは公共交通機関の利用促進や子育て世帯の経済的負担の軽減のためとなります。

先程も答弁しましたように、東庄町では、子育て応援祝金として、小中学校入学祝金を支給しております。小中学校入学時にかかる費用を助成することで、子育て家庭の経済的支援をするものでありますので、この仕組みを活用した高校生への通学交通費助成を含めた子育て応援金の支給や通学交通費の助成制度のみの助成など、どのような方法が良いか財政部局と協議しながら検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

1 番、前田君江君。

1 番（前田君江君）

町の予算が鍵ということですね。支援金を出すばかりが子育て応援ではないかもしれません。しかし、高校入学と共に、それまでとは明らかに違う出費が出てきます。子供を育てるには、それを覚悟で備えているのですが、少しでも高校生のための応援が増えれば、高校生を持つご家庭はうれしいかと思います。

高校生は、子供ではありますが、大人の一手手前です。町の施策について、学校で他市町村の友人達と話すこともあるそうです。東庄町の支援の在り方を羨ましいと思っているお子さんもいたと聞きました。こういったことが、将来、東庄で子育てしようかなという気持ちにつながる一つになると私は思っています。

新しいことを率先して取り組む町の姿勢は、必ず十代の子供達に響いていくのではないのでしょうか。是非前向きな検討をお願いしたいと思います。

質問は以上になります。

議長（宮澤 健君）

以上で、前田君江君の一般質問を終わります。

次に、12番、鈴木正昭君。

## 12番（鈴木正昭君）

昼食を食べて、しばらくして眠たいところでございましょうが、通告順に従いまして、お許しをいただき、質問させていただきます。

東庄町もいよいよ我々が20年後に100歳になる頃には人口も1万人を欠けるかもしれません。また、全国的に見ても単身世帯の高齢者が40%以上に、単身者の世帯が40%以上になるということです。そういうことで、改めて、前回も質問しましたけれども、今回は省略するところがたくさんありますけれども、質問させていただきます。

人口に占める65歳以上の割合、高齢化比率は2020年には28.6%となり、事実は超高齢化社会が続いているということになります。

また、我々世代は、私なんかは特に戦中に生まれました、ちょうどその世代は、猛烈に働いて、先輩達の年金をしっかりと支援し、税金もしっかりと納めてまいりました。それこそ社会にはしっかりと貢献してきたつもりでございます。その中で、高齢者が少子化の中に隠れて、影が薄くなっていく、あるいは排除させられているというような感じを持つのは私だけでしょうか。

それこそ寿命が延びれば延びるほど高齢者の負担が大きくなります。眼科疾患、あるいは心疾患、あるいは耳鼻疾患、その他にメタボリックシンドローム、何回も繰り返しますけれども、しかし、これらが重症化していくと、透析を受けるようになり、1年間で、少なくとも1ヶ月透析しても300万円から600万円かかります。ですから、しっかり予防対策、福祉対策を考えて、町からの財政出動はどんどんやってほしいと私は思います。

そして、もう一度あの頃、頑張った戦士達がもう一度若い人達をみんなでサポートして、暮らしやすい社会にしていくことではなかろうかと思えます。

そういうことで、質問事項の1、高齢者福祉対策について。

要旨1、これも1回やっていますけれども、健康長寿の現状と取組について。

2番目に、コミュニティーホールについて。3番目、ユニバーサルデザインについて。4番目は、バリアフリー化についてですが、これは山崎議員もいろいろ障害者のことについてちょっと述べられておりましたけれども。それから、5番目に、シニア活動に対する助成金について。これは香取郡の中でも、シニアクラブの会員が一番少ないのは東庄なんです。神崎町はたったの人口6,000人。6,000

人の中で400人近い。東庄は250人ぐらい。やはりこれは、老人の生活が多様化しているけれども、そういったことを踏まえて、我々の世代は親に反対するな、先輩にはちゃんと従え、なかなか面と向かって、表に出てこない。だからそれをしっかりとワークショップでも何でも開いて気づきを得て、それでしっかりした方向性をつかんで政策を取ってほしい。

それから、6番目なんですけど、皆さんは前回は質問で説明を聞いているかもしれませんが、フレイル、ロコモティブシンドローム、サルコペニア、これは人間はみんな一緒だからね、動物もみんな一緒。

そういうことを予防するためには、やはり近隣で、海上町なんかは小さいけれども、東庄よりも内容が悪かった。取りあえずちゃんと温水プールでちゃんと足の負担がないような運動設備を整え、そして給与カットの飯岡町では、トレーニング整備をしっかりと備えて、高齢者のための運動で、貯筋、高齢になってもしっかりと運動すれば筋肉を蓄えて発達していくの。脳と同じ、脳も活性化するんですね。ただ、キャパシティが年寄りのは詰まってるから、それ以上が吸収できない。

そういうことで、私は香取郡もしっかりトレーニング設備がある、しっかりやはり、これは今、公民館でもそうだけれども、いろいろな会場でチアダンスとか、歩こう会だとか、いろいろやっている。これは、声をかけられて1ヶ月に一遍か二遍やっているようでは駄目なんです。毎日やらなければ。そのためには、町民一人一人がみんな自覚して、主体的にやっていくことが、私は大事だと思うんです。

だから、そういう意味で、まだまだ空いているところがたくさんある。だから、そういう意味で、是非検討していただきたい。そうすれば、無駄なところにお金がかからない。先程、防災設備で言ったけれども、マッチが先か、ポンプが先かが。こういうことはしっかり検討して進めていただきたい。

それから、質問事項2に入ります。

当町では、施設の統廃合によって、使用されていない建物が幾つかあります。建物は、使わなければ、皆さん、家庭のたんすのごみと同じですよ。使って何ぼの世界。だから、そういったところをいかに有効な施策を考え、また、比較していくことだと思うのです。全然、ただほったらかしにするのではない、やはり発想を変えて、駄目だったら、地域おこし協力隊でもそうだけれども、あるいはいろいろなマネージャーが国から内閣府、内閣府は幾らでも金が出ます。そういうことを踏まえ

て、だから協力隊員を一人、二人ではなくて、進んでいるところは一宮町、鋸南町、近くの神崎町なんかは何人も使っているんだから。全部国のお金。そういうことで、しっかり気づきを得て、ぼけっとしないで気づきを得て、それで有効に活用していただきたいと思います。

以上で、一括の質問ということで、あとは自席に帰って、一問一答方式でお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の1番目、高齢者福祉対策について問う、質問要旨の1番目、健康長寿の現況と取組についてお答えいたします。

健康長寿とは、言葉のとおり健康で長生きすることであると思いますが、健康寿命という言葉があり、健康上のトラブルがなく、日常生活が制限されずに暮らせる期間も重要と考えます。健康寿命は、日常的に介護などを必要とすることなく、自立した生活を送れている年数のことを表しています。東庄町の健康寿命は、千葉県の統計によると令和元年と平成26年を比べて65歳男性で0.24年延伸し、65歳女性で0.23年短縮しております。また、千葉県で策定しております健康ちば21、第2次では、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の延伸を目標としておりますが、香取郡市では、肥満のリスクを有する者が多い、運動に取り組む者が少ないなど、課題が多い状態となっております。このような中で、町では地域包括支援センターの社会福祉士や保健師が中心となって、こじゅりん体操を活用した運動教室や地域の集会所などに出向いて行う出前講座でこじゅりん体操や熱中症予防、口腔ケアなどの健康講座を行い、高齢者の介護予防のため、日々活動しております。

続いて、質問要旨の2番目、コミュニティーホールについてお答えいたします。

コミュニティーホールとは、共通の目的や興味、地域などによって結びついた人々の集まる公共の集会場などを意味すると考えております。町では、東庄中学校の空き教室を利用した高齢者能力活用センター青馬の里と旧橋小学校の空き教室を利用した世代間交流センター憩いの里の二つになるかと思っております。

これらの施設は、平成14年3月に設置され、地域で活動する団体に無料で貸し出しをしております。高齢者が地域社会で生きがいを持ち、同じ興味を持った人々

と集えるよう、引き続き利用規模の団体に貸し出しを行ってまいります。

続いて、質問要旨の3番目、ユニバーサルデザインについてお答えいたします。

ユニバーサルデザインとは、全ての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初から出来るだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることを言います。

ユニバーサルデザインには、七つの原則があります。

一つ目は、誰でも使えて手に入れることが出来る。二つ目は、柔軟に使用出来る。三つ目は、使い方が簡単に分かる。四つ目は、使う人に必要な情報が簡単に伝わる。五つ目は、間違えても重大な結果にならない。六つ目は、少ない力で効率的に楽に使える。七つ目に、使う時に適当な広さがある。となっています。

例えば、ノンステップバスや多機能トイレ、シャンプー容器のギザギザなど、初めから全ての人の使いやすさと安全や公平に配慮したユニバーサルデザインの考え方であれば、障害のある方などを考慮したデザインでなくても利用することが出来ると考えます。

町といたしましても、今後はユニバーサルデザインを考慮したまちづくりを進めてまいりたいと思います。

続いて、質問要旨の4番目、バリアフリーについてお答えいたします。

バリアフリーという言葉は、もともと建築用語として道路や建築物の入り口の段差や物理的なバリアの除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている全ての分野でのバリアの除去という意味で用いられています。障害のある人が社会の中で直面しているバリアには、大きく分けて四つあります。

一つ目は、物理的なバリアで、公共交通機関、道路、建物などにおいて利用者に移動面で困難をもたらすバリアのこと。二つ目は、制度的なバリアで、社会のルール、制度によって障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと。三つ目は、文化、情報面でバリアで、情報の伝え方が不十分であるために必要な情報が平等に得られないバリアのこと。四つ目のバリアは、周囲から心ない言葉、偏見、差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのことです。

物理的なバリアフリーについて、役場や保健福祉総合センターでは、点字ブロックや障害者用トイレが設置されており、バリアフリーに対応しております。

また、意識上のバリアをなくすために大切なのが、一人一人の心のバリアフリーです。バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすことが重要と考えておりますので、町民への周知を今後進めてまいりたいと思います。

続いて、質問要旨の5番目、シニア活動に対する助成金についてお答えいたします。

シニア活動に対する助成金につきましては、シニアクラブ事業補助金がございます。一団体3万6,000円となっております。シニアクラブ事業補助金は、シニアクラブの活動に要する費用に対し、一律に交付するものでございます。

次に、シニアクラブ活性化事業補助金がございます。1団体ごとに均等割で7万円と、会員一人当たり500円で、合わせて9万円まで助成いたします。高齢者が地域社会の中で生きがいを持って充実した生活を送ることが出来るよう、社会奉仕活動等を実施するシニアクラブに助成するものです。

続いて、質問要旨の6番目、フレイル、ロコモ、サルコペニア対策のトレーニング設備についてお答えいたします。

高齢者にとって、健康寿命を高め、生活の質を向上するためには、生活機能や心身機能の低下を発見し、早期から予防することが大切です。近年、ロコモティブシンドローム、サルコペニア、フレイルという言葉を目にするようになりましたが、これらはいずれも運動器の健康に深い関わりがある疾患で、共通することは、高齢者が要介護状態や寝たきりになりやすい状態にあるということです。これを予防することが介護予防に重要なことが分かっています。

この三つの疾患は、適切に対応することで健康な状態に戻る可能性は十分あるという段階ですので、共通して言えるのが、食事と飲物の見直しが必要なこととなります。

そのようなことから、先程も答弁しましたように地域包括支援センターにおいて運動教室や出前講座で寝たきりにならないための運動の習慣づけや栄養指導、健康維持の対策を行って、介護予防対策を実施しておりますので、昨年も答弁しましたように、トレーニング設備を整備することは今のところ考えておりません。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。



生涯学習担当課長（郡 伸明君）

それでは、教育委員会からは、質問事項2、旧幼稚園についての質問にお答えしたいんですけども、先程、鈴木町議からの発言の中で、私どもの方の質問がなかったように私、認識しているんですけども、いかがいたしましょう。

議長（宮澤 健君）

鈴木議員、旧幼稚園についての質問が。

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

では、ちょっと付け加えるけれども、現状を、先程聞いたけれども、石出分館が公民館の方は今後も引き続いてやるということで、ただ図書館の方は閉鎖したということで、その辺で理解したいと思います。

議長（宮澤 健君）

答弁はよろしいですか。

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

石出について。あと、旧橋幼稚園と東城分館についてお答え願いたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、総務課から旧橋幼稚園及び旧東庄町公民館東城分館の質問要旨の現況について及び維持費について、今後の取組、展開についてお答えをいたします。

旧橋幼稚園は、現在、シルバー人材センターの作業所として利用しております。旧東庄町公民館東城分館については、橋保育園への貸出しを行っていましたが、令和4年8月で終了しており、現在は未利用となっております。

また、選挙の際には、投票所として活用しております。

次に、維持費についてお答えします。

令和4年度の旧橋幼稚園の維持費については、電気料、水道料、電話通信料、警備委託料等、合計51万5,602円、旧東庄町公民館東城分館については、電気料、水道料、電話通信料、修繕費、警備委託料等の合計62万1,594円となっ

ております。

続いて、今後の取組展開についてでございますが、旧橋幼稚園については、引き続きシルバー人材センターの作業所としての活用をしていく予定でございます。

旧東庄町公民館東城分館については、有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

ちょっとごたごたしてすみません。

それでは、近隣市町に比べて運動に取り組む人が少ないのはなぜでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

千葉県資料によりますと、特定健診、特定保健指導のデータ集計結果で、令和2年度の東庄町の40歳以上で1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している方は37.8%で、平成25年度より2.5%減少しております。香取市、神崎町では増加し、多古町では減少しております。また、日常生活において歩行、または同等の身体活動を1日1時間以上実施している方は62.9%で、平成25年度より7%増加しております。香取市、多古町は減少し、神崎町では増加しております。

これらのデータは、県が収集した特定健診のデータによるものなので、東庄町で理由は把握しておりませんが、働き盛りの方が日常生活の中で体を動かす機会が増加するよう、香取保健所管内で地域保健と職域保険が連携し、健康情報の共有などを行っておりますので、引き続き地域の健康課題を把握するように努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

それでは、簡単な質問ですけれども、肥満のリスクが多いのはなぜですか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

先程と同様に、千葉県の資料によりますと、香取郡市で肥満の基準であるBMI 25以上の方が郡内では全ての市町で増加しております。また、腹囲の基準を超える方が東庄町では男女とも令和2年度は平成25年度より増加しております。これら肥満の増加は、先程も答弁しましたように運動に取り組む者が減少していることが原因と考えられます。

郡市は、公共交通機関が少ないため、車移動が多く、コロナ禍で身体活動量も低下していることも影響があると思われれます。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

東庄町、健康寿命がよその町に比べてちょっと短いというのは、これは私が県の統計を調べてみたんですけれども、これはなぜでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

明確な理由は把握しておりませんが、65歳のまだまだ若い方は、脳梗塞などの病気により介護状態になる方がいらっしゃるというのが一つの要因と考えられます。

なお、平成21年と令和元年の健康寿命を比べますと、65歳男性16.64年から18.14年で、1.5年、女性20.42年から20.68年で、0.26年延伸しております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

やはりしっかりした健康福祉施策を立てていけば、まだまだ健康寿命は延びて、

現在は100歳が当たり前の時代になってきた。この間の新聞には、105歳で散髪屋さんをばりばりやっている方、そういう人もいる。それはめったにいないかもしれないけれども、やはりそういうふうにして個人個人が熱心的に努力すれば、必ずそれが実現に近づいてくるということですね。その辺をよろしくお願いします。

続いて、世代間交流センター憩いの里と高齢者能力活用センター青馬の里について、執行部としてはどのように考えておられるのかお聞きしたい。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

世代間交流センター憩いの里と青馬の里ですけれども、憩いの里については、現在、床が固いような状態になっておりまして、そちらでは会議等には支障ないと思っておりますが、運動に適したようなつくりとはなっておりません。

憩いの里については、小学校の空き教室を利用して設置したもので、床がコンクリート製になっております。

また、床暖房が設置されていますので、そちらを運動に適したような床のクッションのあるものに変えるということは構造上難しいと考えています。

青馬の里については、東庄中学校の敷地の一番奥に設置をされておりまして、なかなか行きづらいような状態にはなっておりますけれども、青馬の里については、中学校の敷地内に進入路ができていますので、そちらを通っていただきますと、直接青馬の里の前まで行くことができますので、そのような使い方をしていただければと思います。

また、青馬の里については、学校敷地内ということで、コロナ禍では感染拡大防止のため、使用を制限させていただいたり、中学校で活用することが多かったのですが、今年度につきましても、中学校の大規模改修がございまして、そのため使用を制限させていただいておりますが、来年度からは通常どおり使用することが出来るようになります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

それでは、バリアフリー対策で、具体的に長寿命化に伴う難聴、視力の減退、歩行の補助対策などをどのようにしているかお聞きしたいと思います。よろしくお答えください。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

町でのバリアフリー対策ということですが、町の公共施設にはスロープや障害者用トイレ、点字ブロックが設置されておりますが、聴力障害や知覚障害の方に対するような、例えば窓口の呼出し用の機械などは設置されておきませんが、そのようなものに対しても、今後は必要になることもあるかと思っておりますので、近隣の状況を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

是非バリアフリーということで、やはり障害者、あるいは、要配慮者に対するしっかりした配慮をこれからもしてほしいと。また、そういう企画を是非やってほしいと思っております。

続いて、シニアクラブ活動補助金が、十数年前から、これ4万8,000円から3万6,000円にカットされたんですよ。その辺の根拠、高齢化が続くのを分かっているながら、なぜこういう、多分いろいろ財政縮小とかいろいろやって、だからこんなことをやったおかげで世の中不況になってしまった。マーケティングを考えれば、どんどん活発な活動を続けるためには、それだけの補助金とか助成金とかをしっかりと出していけば、高齢者の活動は循環していくということですね。そういうことですね。そのやった根拠について調査出来れば、またこれ大分前の話だから、今ここですぐ答えられなかったら、私もいろいろ例月検査をやっていますので、その時常時検査ということがあるので、また伺い立てますのでよろしくお願いいたします。

それからもう一つ、近隣の市町では、香取市では高齢者に対して、やはり日常の福祉用具の装備品とか、いろいろな対策で、実質、高齢者は年金活動とか、保険料の負担増とか、物価の値上がりだとか、いろいろ補助金だとか給付金を出している

ようですけれども、その辺について、何か考えるところがありましたら、是非お答えをお願いしたいと思います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

高齢者の方々への給付ということですが、近隣の市町では、コロナ禍や物価高騰の影響で実施した、過去に実施した市町村がございますが、現在行っているところはございません。東庄町においても、高齢者に特化した給付を今のところは行う予定はございません。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

やはり高齢者が楽しんで、生きがいを持って生活が出来れば、こんなことは。やはり素晴らしいことだと思うのですよ。是非これをこういった助成金、助成金というのは、助成する、その後、自力でやってもらって。経済が回ればどんどん、町も税金でしっかり絞り取っているんだから、それで生活、町の財政、一般財政、潤っていく。そういうことを考えれば、どんどん財政出動していったいいと思う。緊縮財政をやるからおかしくなる。

それから、近隣の市町では、前段で言いましたけれども、足腰の悪い人でも運動になるという、温泉じゃなくて温水プールがあるんですよ。

また、かつての海上町、それから旭市、香取市、佐原市区、みんなそれぞれやはりトレーニング設備を持ってしっかりしたトレーナーがついて、それで指導している。

それで、指導している、そこで通っていくうちに友達になったりして、話合い、競争しながらやるようになる。だから、面白くてしょうがなくなる。楽しいところには自然と人が集まるから。楽しませておいて、健康もあるでしょう、それで生きがいが持てる。そして、老人が健康になって、最後は若い人をサポートして手伝うんですよ。互いに喜び合える。そうすると、やっぱり東庄町はやることはやっているなど。だから、楽しい町、生きがい持てるような、みんながそういう気持ちでや

れば楽しくなるから、自然と町が盛り上がってくる。そういうことです。

福祉施策については、私からの要望として、やはり健康が一番大事です。これはマッチポンプではないけれども、しっかりと予防対策を考えていけば、あとの治療費は、それは無理・無駄なお金が出ていかない。

それでは、続いて、町の利用施設について伺います。

これは統計が出ていると思いますけれども、町民一人当たりの利用床面積は、よそに比べて当町はどうですか。ちょっと分かればお教えいただきたいんですけれども。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

町民一人当たりの利用床面積というご質問でございますが、公共施設と総合管理計画において公共施設の総量削減について目標設定をしておりますが、その際、他の市町村と比較検討しております。本町の町民一人当たりの公共施設の面積は、一人当たり4.12平方メートルでございますが、周辺町の平均は、3.82平方メートル、一人当たり3.82平方メートルと比較しまして東庄町は大きい状況にございます。

計画では、周辺町の平均までの削減を目標値として設定しております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

これは提案になってしまいますけれども、是非、せつかくある施設ですから、どんどん活用して、コスパをしっかりとパフォーマンスをあげることだと私は思います。

それから、続いて、旧橋幼稚園なんですけど、シルバー人材センターの年間使用回数は、どのくらい使われていますか。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

旧橋幼稚園につきましては、シルバー人材センターの作業所として、年間を通じ

て利用しております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

私もシニアクラブのいろいろな役員やっているので、毎回、行くたび、見ていくのですよ、どんな状況で使われているか。近くだから、もちろん親水公園もふれあい公園もグラウンドゴルフをやっているから必ず見に行く。そうしたら、あんまり使っていない。使っていないけれども、立派な施設がある。もったいない、これは。だから、私は提案としては、せっかくシルバー人材センターがあつて、あそこ何回か使うんだから、あのシステムを全部あそこに移して、空いたフロア、ウッドフロアでしっかり、運動しても関節にきませんから、年取って関節にきたら、これはぎっくり関節、金属を入れれば大丈夫なんだけれども、そういうふうになりますので、是非そういうところをしっかりと使えば、コストパフォーマンスしっかり上がるんですよ。

それから、今言ったのは、是非、橘幼稚園の方、我々も民間でも、受付をやる人がそこにいれば、鍵が開いているんだから、何ぼでも自由に使える。やはりしっかりと町民が利用出来る設備にした方が私はいいと思います。

それから、続いて、東庄町、東城分館ですね、これは選挙以外に使われていないということだけれども、それは私も何回も行っては見ているんだけれども、あそこに子供達がいきました。今は草だらけです。私もイノシシの道、獣道、あそこの近くを歩きますから分かるんだけれども、あそこもしっかり使えるような、企画を立てるなり、あるいは企業でも何でも誘致して、また民間団体が使うということであれば、どんどん使わせていただきたいと思うんですよ。その辺、これまだ1回も企画も何もしていない段階だということで、是非これから検討していただきたいと思います。

今、企業も社会貢献ということでトヨタ、ナショナルもそう、何億円と出してプロジェクトを組んでいるんですよ。それらを東洋合成が借りて200万円だかなんだか出してんのもと同じ。もっとしっかり金出しているから、日本財団なんか、子供達のために1億円、しっかりしたプロジェクト、これは1億円出すんですよ。そう



いうふうにしっかり、まして東庄町なんかB & Gなんかは1回ごたごたをすると絶対こちらにしてくれませんかから、そういうところも踏まえて、しっかり企画して、あそこ民間団体でも何でもいいから貸し出して、しっかり使えるような企画を練ってほしいと思います。よろしくをお願いします。

以上で、思いつづったことを言いたい放題言って迷惑かけましたけれども、よろしく検討の程、お願いいたします。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

先程、旧石出幼稚園、現石出分館についての説明をしておりませんでしたので、補足説明として説明をしてもよろしいでしょうか。

先程、旧石出幼稚園、現東庄町公民館石出分館について説明をしておりませんでしたので、補足としてご説明をさせていただきます。

まず、石出分館の現状についてですけれども、旧石出幼稚園は、現在、東庄町公民館石出分館として運用しておりますが、図書業務におきましては利用者が少ないことから、令和5年3月31日をもって終了しております。

現在の利用状況につきましては、教育支援センターが週2回ほど利用している状況でございます。

次に、維持費についてお答えいたします。

令和4年度に石出分館にかかった維持費の主なものは、電気料、警備委託料、修繕料などで、合計64万9,695円でございます。

石出分館の今後の取組、展開についてお答えいたします。

今後、石出分館は埋蔵文化財の調査や遺物の整理、また町民の皆様が見学出来る展示施設としての活用を考えております。埋蔵文化財は、その地域の歴史や文化、当時の生活を知る上で欠くことの出来ない貴重な歴史的財産です。文化財保護法においては、文化財の保全及び活用について求められており、埋蔵文化財の価値や魅力を発信し、郷土愛の醸成や地域の活性化などにつなげるため、埋蔵文化財専門の職員や補助員を配置するなどして遺物の整理を進め、石出分館の整備と活用を図っていきたいと考えております。

また、石出分館は、平成元年に石出幼稚園として竣工いたしました。東庄町公共

施設等個別施設計画において目標使用年数を50年としており、計画的な維持管理を行いながら有効活用をしております。

以上となります。

議長（宮澤 健君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

お聞きしました。公民館といえば、文化程度見るのに必要なんですよ。我々もいろいろなところに行くんだけど、病院、公民館、図書館、これは老人達、我々世代の、これ一番大事なモノ。年を取って、冷暖房のきく公民館で本を読んで勉強して図書館に行って、もしこれ町民から、東庄町、町民体育館あるけれども、これをどんどん利用してもらって健康を保ってもらって。そういうことで、老人の心理というのを、公民館、図書館、よければ。公民館のおトイレのきれいなところは、文化程度が高いから、幸い私は行ったところでもって勉強をちょっとのぞいて見ているからだけでも、大分整ってきた。そういう意味では、大いに結構。これからもどんどん努力して、町民が盛り上がる、楽しいところには人が集まる、是非これを企画してください。よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、鈴木正昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は14時30分からとします。

（午後 2時16分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

9番、花香孝彦です。

質問事項1、人口減少下の公共施設の在り方。質問要旨1、公共施設の管理計画の概要と目的。質問要旨2、管理計画の数値目標と廃止施設。

質問事項 2、これからの公共施設の計画。質問要旨 1、将来の公共施設の新設予定。

質問方式は全て一問一答方式で伺います。

令和 5 年 5 月、約 4 ヶ月前に改訂されました東庄町公共施設等総合管理計画は、約 6 年前、平成 29 年に計画された新規の計画です。この計画の上位計画に位置する第 5 次総合計画の基本構想の基本理念では、町の公共施設を考える上で大きな町の方針として示されている一文がありましたので、読み上げさせていただきますと、例えば、大型文化施設などは町の外で対応出来ることは外に求めれば良いというある程度割り切った考え方を持つことも必要と言えます。東庄町が目指すまちづくりの基本理念に明記されており、公共施設の計画の上位計画である以上、一部分であるとはいえ、無視することは出来ない重要な一文だと考えております。

また、改訂前の計画の内容として、衝撃的な数値が示されており、40 年間で 321 億円も財源が不足しているということでありました。このように改訂前の公共施設の計画は計画当初の目的としては長寿命化、更新、統廃合などを計画的に行い、長期的な視点から総合的に管理するというものであったと思います。

初めの質問として、改定された計画の概要と目的を再確認させていただきます。

なお、次の質問からは自席にて質問させていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

東庄町公共施設総合管理計画につきましては、当初の計画は平成 28 年度に策定し、令和 5 年 5 月に改訂したものでございます。公共施設等は経年劣化により順次更新時期を迎え、その更新費用は今後の大きな財政負担となることが予想されます。

それに加え、人口減少や少子高齢化による税収減と社会保障関連経費の増加により、将来的に厳しい財政運営が見込まれることから、公共施設等を現在の水準のまま維持していくことは困難な状況となってきます。

公共施設の現状と課題を把握して、長寿命化、更新、統廃合などを計画的に行い、長期的な視点から公共施設等を総合的に管理することが必要でございます。

公共施設等を次世代にまで引継ぎ、これからも持続可能な行政運営を行うため、

本計画が策定され、本計画に基づき公共施設等の個別施設計画と策定し、適正な維持管理に努めているところでございます。

改訂後の計画の概要と目的も当初計画とは変更はございません。今回の改訂は、国の指針に基づき個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行い、改訂したものでございます。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

公共施設の管理計画について、今回、細かな部分について質問をさせていただきますが、長期的な視点から計画の目的を考えれば、大きな事故が起こらないように町民が安全・安心に継続的に公共施設を利用出来るよう管理する必要があります。

次の質問として、人口減少下公共施設を維持出来るのか、数値的な視点から伺わせていただきます。

先程、鈴木議員より質問がありましたが、質問として、改訂後の管理計画の数値目標について伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えします。計画では、効率的、かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進する観点から、本町における公共施設の総量削減について目標設定を行っております。

数値目標としては、周辺町における平均値まで引き下げることを目標として設定しており、町民一人当たり延べ床面積4.12平方メートルを周辺庁の平均3.82平方メートルまで削減し、約7%の削減を数値目標としております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

答弁いただきましたとおり、町民一人当たり延べ床面積、約7%の削減と数値目

標を再確認させていただきましたが、東庄町の人口は既にご存じのとおり減少し続けると想定されており、この計画の期間の30年間で約40%前後、減少いたします。参考までではありますが、近隣のある町では、20年間で延べ床面積25%削減を掲げている町もあります。

質問として、町民一人当たり延べ床面積を人口数に応じて減るのであれば、公共施設は約半分まで削減されるのか、公共施設を維持出来るのかを伺います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えします。現計画の数値目標は、同規模自治体の公共施設や人口の規模を参考にして、現時点で設定したものでございます。

目標については、本町を取り巻く今後の社会経済情勢の変化等を踏まえながら、公共サービスを維持出来るよう、適宜見直しして、時点修正していくことを想定しております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次の質問として、廃止する公共施設はあるのか、跡地の活用について伺わせていただきます。

過去に廃止した公共施設の一つとして、旧東庄町の役場が良い例だと考えております。そのまま建物を施設として利用するのではなく、諏訪神社内の観光駐車場として利用目的を変更したことで、多くの町民や観光客に様々な方、多くの方に利用され、とても評価の高い効果のある事業であったと評価されております。

また、計画の内容から考えますと、全体的にただ削減するだけでなく、減らしながら新しい施設も増やしていく、そのような考えも含まれているのかと考えられますが、質問として、廃止する公共施設はあるのか、また跡地の活用について現時点で計画に含まれているのであれば伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

本計画では、さくら広場にある共同作業所について、老朽化が進んでおり、代替施設があることから、今後、廃止や除却を検討していくこととしております。

跡地の活用については、具体的な事項は計画にはございませんが、未利用資産等については有効な活用方法を検討しつつ、貸付等、長期的かつ安定的に財源を確保出来る方法の検討や、民間への譲渡、処分について検討していくことなど、基本方針について記載しております。

本計画は、計画的な施設の維持管理、修繕、更新を行い、安定した財政運営を行っていくための基礎資料という位置づけの計画でございます。本計画を基礎資料として長期的な視点から公共施設等を総合的に管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

内容や数値目標、跡地についてなど、いろいろと答弁をいただきましたが、改訂後の計画内容で部分的に疑問に思う点としましては、計画当初から改訂までの期間、公共施設の延べ床面積については、削減ではなく、約2,000平方メートル、約3.5%も増えている点となります。

また、人口が考慮されていないと思われる点や将来更新必要額など、計算上の基本となる数値や考え方が改訂前と改訂後で異なっている点、新規の施設などが想定されていない点など、不確定な細かな部分が多く、全ての公共施設をコスト的に維持出来るのか、まだ疑問に思うところですが、人口減少下、財源が限られている中で、安全に利用出来る公共施設を提供するため、約7%減らしていくというこの計画の方針を多くの方にご理解いただけるよう周知していただければとお願いいたし、1問目の質問を終わります。

次に、質問事項2、これからの公共施設の計画、将来の公共施設の新設予定、今後大規模な公共施設の新しい施設計画があるのかを質問させていただきます。

公共施設の管理計画では、施設を削減していく、また、財源が少ないという状況にもかかわらず、その方向性に反して多くの町民がまだまだ新しい公共施設、道の駅や公園、スポーツ施設などを要望されております。例えばであります、公園で

あれば銚子市の桜井町公園のような公園や神栖市の防災公園のような近隣市町村からも人が集まるような大きな公園をとという声が聞こえてきます。その桜井町公園については、移設しなければならないような話が聞こえてきており、東庄町と銚子市の境界あたりに共同で利用出来る公園など、検討が出来たらと考えます。

また、約30年前の町民アンケート内には、町内で案内したい場所として、県民の森を挙げられる方が一番多く、当時としては近隣の市町村からも多くの人が集まっていた公園であったと思います。町も協力や連携をし、県民の森の施設充実の再要請をしてみたらどうかと考えます。

更には、先程廃止される公共施設の一つとして、旧給食センターも検討されていくのだと思いますが、東城グラウンドをサッカーが出来るグラウンドとして将来的には総合スポーツ公園として検討していけたらと考えます。

質問として例に挙げた桜井町公園や県民の森、東城グラウンドなど、町では大規模な公共施設の新設予定はあるのかを伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問事項2、これからの公共施設の新設予定について、質問要旨1、将来の公共施設の新設予定についてご質問がありました。大規模な公共施設の整備について私からお答えいたします。

まず、ただいま町議がおっしゃられました、例に挙げられた公園に関してでございますが、新設の予定はございません。第6次総合計画後期基本計画では、第4節、自然と安らぎの暮らしづくりにおいて、自然環境と保全と意識向上を施策に掲げ、既存の公園を住民と協働で維持管理を行うことを推進しております。

また、その他の施設としても現在、新設計画などはございません。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、羽計台の社宅跡地の活用について伺います。

平成25年3月の一般質問、北ルート完成後の将来像としての提案の中で、利根

川の景色を楽しめるような場所を提案させていただきました。質問した当時は、社宅が建っておりましたが、現在、更地になっていることから、候補地の一つとしてこの跡地を利根川の景色を楽しめるような場所として、地域の住民も利用することが出来るようにと再度提案をさせていただきます。

質問として、早めにこの跡地を町で活用することが出来るように検討していただけないでしょうか。

最後の質問として伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問のありました羽計台の社宅跡地につきましては、町といたしましても関心のあるところがございます。現在、土地の所有者様に利用方法につきまして問合せをいたしているところではありますが、現在はまだ何も決めていないという回答をいただいております。今後とも景観や面積条件など、大変良い場所でありますので、引き続き所有者様と活用につきまして協議をしてまいりたいと思います。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

次に、2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

2番、岩井弘晃です。よろしくお願いいたします。

今回は、町の農業に関して質問させていただきます。現在、我が国における農業の実情ですが、農林水産省の2022年農林業センサス、これは農林業の生産構造や就業構造、土地や資源などの実態とその変化を明らかにして、施策の企画、立案、推進を目的に5年ごとに行われている調査のことなんですけれども、それによりますと、主に農業に従事している基幹的農業従事者の約7割が65歳以上となっております。全体としては130万人ほどおりますが、2030年には約90万人ほどになるという予想もあります。つまり専業農家の労働力が約3割も減少するという可能性があるということでありまして、その対策は国全体としても急務であると言わざるを得ません。



農家の戸数に関しても同様に農林業センサスを見ると、5年ごとに相当数減っていることが分かります。我が町でも第6次東庄町総合計画の後期基本計画を見ると、農家戸数は長期的に減少傾向が続いております。専業農家の戸数に関しては横ばいですが、兼業農家に関しましては顕著な減少が見られます。やはり農業従事者の高齢化や後継者不足が課題になっているとあります。それによる離農や遊休農地の増加も問題になっております。

更に、肥料、飼料、資材、加えて燃料の高騰により農業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。これでは今後、農業を志す人材を増やすというのはなかなか難しいように思います。我が町の基幹産業は農業であることから、現状の厳しい状況を何としてでも打破することが必須であると考えます。人材の確保、育成には時間がかかります。事業継承に悩む農家の方の切実な声が上がっている以上、町を挙げて取り組まねばならない課題です。

更に言ってしまうと、食料安全保障という言葉もあるように、いざとなった時に農業が人々に果たす役割というのはとても大きいわけであります。過去にも農業に関しては質問がなされていますが、いま一度、これからの町の未来のためにもお尋ねさせていただきます。

なお、質問は一問一答形式で行わせていただきます。

まず、質問事項ですが、農業における事業継承に関してです。

質問要旨の1、減り続けている事業継承者を増やすには、現状の問題を一つでも多く解決していくしかありません。農業従事者の方が抱えている問題について、まずは細かく分析する必要があると思います。全国的に共通している問題、それから我が町独自の問題、それぞれあると思います。特に後者の方をどう解決に導くのかはとても重要です。町では、現状の問題についてどういった認識なのかを伺います。

それから、現下における様々な価格の高騰に対する農家の対策についてもお聞きいたします。

質問要旨2以降は自席にて失礼させていただきます。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

それでは、岩井町議のご質問、農業における事業継承についての質問要旨1、農

業従事者が抱える問題への現状認識についてお答えいたします。

初めに、東庄町における農業の位置づけでございますが、まず町総面積の4,625ヘクタール、これの47%、約半分が農地、田畑となっております。また、毎年、農林水産省が公表しております市町村別農業産出額推計におきましては、千葉県内全市町村におきまして第8位、特に千葉県内17町村におきましては、8年連続第1位という順位でございます。

加えまして、千葉県が公表しております認定農業者数につきましても、県内17町村におきまして最多人数第1位となっております。

つきましては、町が策定しております各種の計画におきまして、農業を基幹産業として位置づけ、更なる振興を図るため、様々な施策に取り組みをしているものでございます。

ご質問のありました、まず全国的に共通している問題といたしましては、本年、令和5年5月に農林水産省が公表した資料であります令和4年度食料・農業・農村白書によりますと、主に4点ほどが挙げられております。

1点目は人口減少に伴う国内市場の縮小、次に生産者の減少及び高齢化、そして世界的な食料情勢の変化、4点目といたしまして気候変動などが今日的課題として挙げられております。

次に、我が町独自の課題といたしましては、一つの資料といたしまして、令和2年度に実施いたしました人・農地プラン作成に関するアンケートによりますと、その中で5年後の農業経営規模についての設問におきまして最も多かった回答が現状維持であり、全体の56%の回答率でございました。次いで回答が多かったのが、離農したいという回答でありまして、20%という回答率になっております。

また、第6次総合計画後期基本計画におきましては、町、農業の課題といたしまして、付加価値の高い農業の更なる振興、遊休農地の解消、農業基盤の整備、担い手確保の一層の取組、それらが必要であると挙げられており、重要な課題として取組をいたしております。中でも遊休農地の解消につきましては、昨年度、令和4年度から農地移動適正化あっせん事業を開始し、主に遊休農地の新規発生防止などに取り組みをしております。特に遊休農地につきましては、我が町、東庄町は畜産が盛んであるため、遊休農地の増加は有害鳥獣の増加につながり、豚熱などの家畜伝染病の発生が懸念されるものであります。

農業委員会が毎年実施しております農地パトロールを初めといたしまして、地元負担のない基盤整備も検討しながら、遊休農地の解消を総合的に対策していきたいと考えております。

次に、現下における様々な価格の高騰に対する農家への対策につきましては、前年度、令和4年度に物価高騰対策といたしまして、農家1件当たり3万円の助成事業、それから主食用米の価格下落対策といたしまして、1反当たり3,000円の助成事業を緊急対策として実施いたしました。

また、今回の9月補正予算におきましては、酪農及び肉用牛生産農家を対象といたしまして、飼料価格高騰に対する支援事業や土地改良区に対する電気料金高騰対策としての支援事業を上程させていただきました。引き続き農家の方々の状況に注視し、今後も必要な施策を検討し、取組をしてみたいと思います。

質問要旨の1、農業従事者が抱える問題への現状認識につきましては、以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

昨今の物価、エネルギー高騰を鑑みると、支援は必須と考えます。それから、県内17町村で1位という成果に関して、農業従事者の方には敬意を表したいと思えます。また、認定農業者の数が多いということは、東庄町は農業がしやすい環境にあるという見方も出来るのかなと思います。

一方で、遊休農地に関しては、令和4年度の調査では174ヘクタールとありました。認定農業者が県内町村1位という成果を更にアピールしていただきまして、遊休農地の解消につなげると良いのではないかなと思います。

しかしながら、離農したいという方も20%おられたということですが、その回答をされた方々への取組は何かありますでしょうか。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

この令和2年度のアンケートは、人・農地プランの実質化にあたり、基礎資料といたしまして実施し、活用された資料であります。つきましては、各地域で開催し

た座談会におきまして、離農の意向を示された農家の方々を含め、継続、あるいは規模拡大、それぞれの農家の方々の意向を十分に確認しながら地域の農業の将来について深く話し合いが行われ、実質化した人・農地プランが策定されたものであります。

離農したいという回答をされた方々へのお話を聞くなどの取組については以上のとおりです。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

肩肘張らずに意見が出来る場というのは非常に大事だと思います。私としましては、現場の方々の意見を少しでも聞けていけたらと思っております。

では、質問要旨の2、後継者不足への対策と人材育成についてですが、後継者不足に関しては、人・農地プランの公表により、どの地区も担い手はいるが十分でないという結果になっています。十分でないという部分が気になりますので、この結果についてももう少し詳しく教えてください。

それから、担い手不足、後継者不足への対策は、具体的にどういったことを行っているのか、併せて伺います。その先の人材育成に関しても、町でサポートしている施策があれば教えてください。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

後継者不足への対策と人材育成についてお答えいたします。

初めに、どの地区も担い手はいるが十分ではないという結果の内容についてでございますが、この人・農地プランにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、平成29年2月に神代、笹川、橘、東城4地区について作成し、その後、令和4年3月までに町内6ヶ所の地域につきまして、実質化された人・農地プランを作成しております。

この各プラン作成の中で、令和2年度に地域の全農家を対象にアンケート調査を実施いたしまして、また座談会などの検討を踏まえてプランの策定、公表に至っております。

その結果、町内6ヶ所の実質化地域合計で262ヘクタール、率にいたしまして26%の農地について、5年後の農地の担い手の見通しが確定出来ない結果となっております。つきましては、担い手はいるが十分ではないという内容につきましては、各地域に中心経営体として担い手農家はいらっしゃるのですが、引き受け面積が十分ではないという内容でございます。

次に、この担い手不足、後継者不足に関する対策についてでございますが、主な対策といたしまして、まず担い手農家の方々には経営規模の更なる拡大が図られますよう、国・県の補助事業や近代化資金などの制度の活用を千葉県香取農業事務所などの関係機関と連携して支援を行っているところでございます。

また、経営規模の拡大につきましては、千葉県農業会議と連携いたしまして、法人化などの支援も行っているところでございます。

続きまして、後継者対策についてでございますが、これにつきましては、まちづくり課農政係が事務局となっております東庄町農村ふれあい塾の活動事業におきまして、人づくり事業と題し、農業後継者の育成に取り組んでおります。

この事業は、千葉県香取農業事務所が主催する香取農業経営体育成セミナーを受講する東庄町内在住の青年農業者の方に対しまして、お一人当たり5万円の助成金を贈呈する事業であります。前年度、令和4年度におきましては、4名の方へ助成金を贈呈いたしております。この香取セミナーを受講することによりまして、様々な農業経営に関する知識を習得されると共に、近隣市町の多様な農家の方々とのつながりを持つことによりまして、農業後継者として今後の大きな活躍が期待されるものであります。

最後に、人材育成に関して町でサポートしている施策についてでございますが、主な施策といたしましては、町からかとり農協青年部、東庄支部に対しまして、農業後継者組織育成事業補助金20万円を交付しております。これは地域農業の若手担い手の育成研修などの営農活動並びに地域貢献や部員間の親睦を深める文化活動に対する支援でございます。後継者不足への対策と人材育成に関する主な施策につきましては、以上のとおりです。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

やはり実態をお聞きしますと、現状で担い手はいても、ここからが勝負なのかなという感じがいたします。若い方が横のつながりを増やすのはとても大事です。農地の環境だけでなく、人的環境の整備もこれからは必須と考えます。

若手を中心に人材の確保という点においては、別の仕事をしながら農業をし、十分な所得を確保する半農半Xという取組があります。半分農家、Xの部分には違う仕事が入るわけですがけれども、農業従事者を増やせる可能性もあり、農林水産省も注目しているようです。これに関して、国や県から何か指導や通達のようなものはありましたでしょうか。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

お答えいたします。

半農半Xに関しまして、現在のところ、国や県からの通知などはございません。別の仕事をしながら農業をすることに関しまして、今後、国・県などからの方針などが示された際は、町として検討してまいりたいと考えます。

答弁は以上のとおりです。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

承知いたしました。まだまだ言葉の方が先行しているようですけれども、次世代の農業の可能性を広げることが出来るかもしれませんので、私の方でも注視していると思っております。

それから、人手不足の解消として、農地の集約化や大規模化がありますが、我が町での必要性や実現性はいかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

農地の集約及び大規模化につきましては、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、人・農地プランを地域計画として令和7年3月までに策定することが法定化されました。これにより、将来10年後の1筆ごとの農地利用の姿を

明確化する目標地図の作成が必要となったものであります。町におきましては、農振農用地1,912.3ヘクタール、筆数にいたしまして1万5,697筆を対象として考えております。つきましては、農地の集約及び大規模化については、この地域計画、目標地図策定の中で地域の話合いを重ねまして、担い手農家の大規模化、農地の集約化の実現に向けてより一層の取組をしたいと考えております。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

これから一層取り組んでいくとのことで承知いたしました。

では次、質問要旨の3、今後期待されるスマート農業についてお伺いいたします。

世間的に農業にはきつい、汚い、危険のイメージがまだ強く残っているとされておりますが、こういったことも後継者不足につながっているかと思えます。そこで期待されるのがスマート農業です。ロボット、AI、IoT等を活用したスマート農業は、農業の未来を大きく変えると思えます。人口減少と高齢化が進む東庄町こそ推進していく可能性があると考えますが、現状の進行具合やこれからの計画を伺います。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

スマート農業の推進につきまして、現状の進行具合やこれからの計画についてお答えいたします。

国、農林水産省におきましては、農家負担軽減のため、スマート農業の実現を推進しており、町におきましても国・県補助事業などを活用してスマート農業の推進に取り組んでいるところでございます。

昨年度、令和4年度は千葉県補助事業の農産産地支援事業・スマート農業推進型を活用いたしまして、農業支援システム付きのコンバイン1台を導入し、今年度、令和5年度におきましても、直進アシストトラクター及びGPS機能付き田植え機各1台の導入を申請しております。

今後の計画といたしましては、引き続き、関係機関と連携しながら、国・県補助事業などを活用して、スマート農業の推進に努めてまいりたいと思えます。

また、スマート農業を効果的に進めるため、圃場の拡大や農道の整備など、基盤整備事業も検討してまいります。既に桁沼地区では農地集約に向けた検討会を開催し、また、小座地区においては基盤整備に向けた協議を進めているところでございます。

スマート農業の推進につきまして、現状の進行具合やこれからの計画につきましては以上のとおりです。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

承知いたしました。ちなみに千葉県では、スマート農業の実現に向けての目標値を定めておりますが、町ではその目標を参考にして進めていくのでしょうか。それとも独自に目標を立てていくのでしょうか。お伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

千葉県においては、令和2年12月に千葉県スマート農業推進方針を策定し、令和7年度のスマート農業に取り組んでいる認定農業者などの割合を80%以上にするという目標値を掲げております。町では独自に目標を立てるのではなく、香取農業事務所と連携しながら県の方針に示されている経営類型ごとにスマート農業を推進してまいりたいと思います。

答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

農業の大きな転換になると考えますので、様々な組織との連携を期待しております。

では次、質問要旨の4、6次産業化の現状。以前の一般質問において、6次産業化事業の推進として、事業者に対する支援を実施し、併せて販路の拡大に努めていくとの見解がありましたが、その後の成果を伺います。

また、具体的にどのような方法で推進したのかをお聞きいたします。



議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

6次産業化事業の推進として、事業者に対する支援、併せまして販路の拡大の実施状況についてお答えいたします。

初めに、6次産業化に取り組む事業者に対する支援についてでございますが、主なものといたしましては、東庄町農村ふれあい塾の活動事業におきまして、付加価値商品の研究・施策事業を実施しております。昨年度、令和4年度は東庄町内のトマト農家におかれまして、トマトジャムの商品化に取り組む活動に対し、助成金として7万円を支援しております。なお、このトマトジャムの商品につきましては、東庄町のふるさと納税の返礼品として採用されている商品でございます。

その他、ふれあいセンターの農産加工室を利用して、小かぶなどの町の農産物を使用した料理の研究を行う団体に対しましては、食品衛生講習会の経費を支援しております。

次に、東庄町農産物の販路拡大の活動状況ですが、主なものといたしまして、やはり東庄町農村ふれあい塾の物産品販路拡大事業において、かとり農協青年部東庄支部に対しまして、地元農産物消費拡大事業補助金、昨年度40万円を交付いたしております。これは農業生産工程管理の認証制度であるGAPの取得に取り組む活動に対する支援であります。このGAPの取得は、関係法令などを遵守した農業生産を実践することであり、競争力の強化、品質の向上などが図られ、もって販路拡大が期待されるものであります。

6次産業化に取り組む事業者に対する支援及び販路の拡大の推進実施状況につきまして以上のおりです。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

GAP認証を受けることで持続可能な農業生産を行っていることが客観的に証明されるということもありまして、その取得に関する支援は重要だと思います。

取得後の更なる販路の拡大につながるよう期待しております。

最後にですが、私自身、町を支える畜産も含めた農業の持続可能性をこれからも

考えてまいりたいと思います。録画配信も始まっておりますので、今回をきっかけに町民の皆さんが農業に関心を持っていただければ幸いです。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（宮澤 健君）

以上で、岩井弘晃君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は15時25分からとします。

（午後 3時14分 休憩）

（午後 3時25分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

4番、柳堀です。大変暑い中、長時間にわたり、最後の質問者です、よろしくご配慮お願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

人口減少に対応した移住・定住政策の取組についてお伺いさせていただきます。

質問要旨として、一つ、町は2017年度から2026年度までを目標年次とし、第6次東庄町総合計画基本構想を策定し、現在は2022年度から2026年度を目標として後期基本計画を進めています。その後期基本計画の第2編、基本構想の第3章、土地利用構想において、町全体の土地利用区分を5区分と分け、それぞれ区分ごとの基本方針を定め、今後、土地利用を図りますとしております。

その一つ、市街地ゾーン、これはJR成田線沿線を市街地ゾーンと指定し、道路網の整備充実を初め、生活基盤整備を進め、また、空き家の運用など、快適な居住環境の確保に努め、周辺の自然環境と調和した町並みづくりに努めると決めました。

まさしく町において人口減少対策の一つとして、移住・定住を進めるゾーンと考えます。この市街地ゾーンにおいて、人口減少対策につながる町並みづくりをどのように進めているか教えていただきたいと思います。

そこで、最初の質問です。町は、移住・定住促進のための設定値、重要業績評価指標、いわゆるKPIを定め、対応していると思いますが、結果はどのようなもの

なのか。また、第6次総合計画のこの市街地ゾーン内における移住・定住の件数について伺います。そして、設定値、このK P Iに対して、この結果をどう捉えるかについて伺います。

一問一答でお願いいたしますので、次の質問より自席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問事項1、人口減少に対応した移住・定住政策の取組について、ご質問のありました第6次総合計画の基本構想で示しました第3章、土地利用構想の市街地ゾーンについて、私からお答えします。

町では、市街地ゾーン内についての業績評価指標、いわゆるK P Iは設定しておりません。しかし、後期基本計画の中で、町全体を対象として移住・定住促進として、三つの指標について、目標値、K P Iを制定しております。

一つ目は、居住支援件数。二つ目は、移住あっせん件数。三つ目は、婚活応援事業への参加人数です。

居住支援件数については、令和8年度までの5年間で目標値が累計20件に対しまして、令和4年度実施値は3件、移住あっせん件数については令和8年度まで同じく5年間の目標値が累計10件に対しまして、令和4年度実績6件、結婚応援事業へ参加人数は毎年、年間30人に対して、令和4年度実績値70人となっております。それぞれ目標値よりもやや上向きとなっております、順調に進んでいると考えます。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

ご答弁ありがとうございました。この基本構想では、交流人口の増進を図り、東庄町をより多くの方が訪れ、そして興味を持っていただき、移住・定住の意向を持った際には、受入れのための速やかな対応が出来る体制が整っていることが重要であるとしています。受け入れる側としては、空き家バンクの整備による住居の把握、

宅地の情報提供なども重要と考えます。

それに関連して、最近様々な生活環境の変化により、先祖代々の土地であっても農地を手放したいと考えている方も増えていると聞きます。結果、耕作放棄地が増え、中には荒廃して農地とは言い難いものもあります。こういった農地を町は把握しているのか伺います。そして、このような農地を速やかに移住・定住のための環境整備をして整えることが出来ることが移住・定住者の増加につながると考えますが、町の対応と併せてこのような状況の中、農業委員会から考える今後の人口減少対策についてのお考えがございましたらお伺いしたいと思います。

議長（宮澤 健君）

農業委員会事務局長、前田泰孝君。

農業委員会事務局長（前田泰孝君）

それでは、私の方から、耕作放棄地・荒廃農地の把握状況及び農地を移住・定住のための環境整備並びに農業委員会としての人口減少対策についてお答えいたします。

初めに、耕作放棄地・荒廃農地の把握状況につきましては、農地法に基づき、毎年、農業委員会とまちづくり課農政係が合同で町内の全農地の利用状況調査、農地パトロールを実施しております。これは耕作放棄地の実態把握と発生防止並びに解消、そして農地の違反転用に対する取組であります。

前年度、令和4年度は、町内全農地2,173ヘクタールを調査した結果、174ヘクタールの耕作放棄地を把握いたしました。この調査結果に基づき、地権者へ農地の利用意向調査を行い、耕作放棄地の解消を図っているところであります。

次に、農地を移住・定住のための環境整備として整える、すなわち農地転用についてお答えいたします。

まず、農地転用につきましては、千葉県知事の許可を必要とし、その許可基準については千葉県農地転用事務指針により定められております。これによりますと、総合計画における市街地ゾーン、すなわち都市計画法に基づく用途地域につきましては、この事務指針における区分が第三種農地に該当し、転用手続きが可能である農地に区分されております。

また、加えまして、農業委員会では、耕作放棄地の地権者から、農地の売買希望などのあっせん申出を受けている農地もございます。

つきましては、東庄町へ移住・定住をお考えの方が市街地ゾーン内の農地へ住宅建設を検討される場合は農業委員会と総務課が連携いたしまして、情報提供や農地転用手続きなどの支援を行いたいと考えております。

最後に、農業委員会としての人口減少対策についてお答えいたします。

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買、賃借の許可並びに農地転用案件への意見書作成など、農地に関する事務を行っております。この中で、農地法においては農地転用を規制しつつ、地域と調和した効率的利用が定義されているところであります。また、農業委員会として、新規参入農家の促進にも取り組んでおります。

つきましては、住宅建設などの農地転用の許可申請について適切に対応し、併せまして新規就農者へ農地のあっせんや営農相談などの支援を行うことにより、農業委員会として人口減少対策に取り組みしたいと考えております。

私からの答弁は以上であります。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

ご答弁ありがとうございます。様々な対応をしているということで、感謝いたします。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります

2番、移住・定住を決めて住居を求めようと新築した場合、町からの補助はどういったものが用意されているか、税金の減免や各種補助金などがあるのか伺ひます。

また、個人で新築する場合と建売などの住宅建築業者が行った場合では、その補助金の支給条件に違いがあるのか、結果として購入者に差が出てしまうことがあるのか伺ひます。よろしくお願ひします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、ただいまの支援や補助金の制度についての質問について、お答え申し上げます。

まず、税制面の支援ですが、現在、国が地方税法で定めた固定資産税の減免制度で、新築された住宅で一定の要件を満たすものに対し、税額が2分の1となり、普

通住宅の場合ですと3年間、長期優良住宅の場合ですと5年間の軽減を行っております。

続いて、補助金の関係ですが、町民課では、合併処理浄化槽設置補助金や太陽光発電システム等を対象とした脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金がございます。

次に、個人で新築する場合と建売などの住宅建築業者が行った場合の違いについてお答えいたします。

初めに、新築住宅の固定資産税の減免についてですが、展示ルームなどではなく、居宅用の住宅であれば業者が所有する居宅であっても軽減の対象となります。

また、それらの住宅を住民の方が購入した場合、業者が軽減の対象となった期間を差し引いた残りの期間が軽減の対象となります。

次に、合併処理浄化槽設置補助金や脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金についてでございますが、設備の設置と個人の方の住宅購入の、こちらが同じ年度内に行われるなどといった要件はございますけれども、建売などの住宅であっても、住宅購入の方が補助金を受け取ることが出来ます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

ご答弁ありがとうございます。様々な補助金を用意されているということが分かりました。理解して活動していただけるような、十分な周知をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

3番、人口減少により地域のコミュニティーが崩壊する恐れを感じているのは、私だけではないでしょう。移住・定住後は、居住地の区に加入し、地域コミュニティーの一員として地域自治に参画していただきたいと考えます。このようなことも含め、移住・定住政策を進める中、丁寧な情報発信と説明及び対応が求められます。窓口業務として、若者や手続きなど詳しくない方々への対応も考慮し、ワンストップ窓口で対応出来るのがより良い行政サービスと考えますが、町の見解を伺います。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいまご質問のありました移住・定住の相談窓口についてお答えいたします。

町では、移住者のワンストップ相談窓口は設置しておりません。しかし、移住・定住で相談に来られる方々の要望は、様々でありますので、その要望になるべく応えられるように総務課企画財政係が相談窓口となっております。

実際の手続きにつきましては、担当各課と連絡調整を取りながら、手続きを進めてまいります。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

続いて、町民課において、転入転出の手続きを行っておりますので、お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり人口減少による地域コミュニティの崩壊を感じております。移住定住によりまして、新規移住者の方が地域のコミュニティに加入いただき、地域自治に参加していただくことが重要と考えております。

新規転入者につきましては、役場の窓口においてその行政区をお伝えしているところですが、引き続き必要な情報を提供してまいります。

私からは以上となります。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

ご答弁ありがとうございます。最近、町内の地域によっては、アパートの新規建築が比較的多く見られます。

まず、東庄町に住んでいただくためには、アパートは重要な住居となります。現状を把握するため、アパートや貸家の状況を把握する必要があると考えますが、町の見解を伺います。

また、このアパートの新規建築などへの資金補助、助成金や固定資産税の減免などの措置があるかどうか併せて伺います。

よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、固定資産税の登録状況によりまして、アパート、こちら共同住宅という区分として件数につきましては58棟となっております。ただ、戸建ての借家等については町の方では把握しておりません。

また、先程お答えしました固定資産税の減免制度についてですけれども、こちらアパート等の場合も対象となります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問のありましたことにつきまして、企画財政係よりお答えいたします。

移住・定住の窓口では、現在、アパートの貸家の状況を把握しておりません。これからそういった情報を収集するため、今月の広報でアパートや貸家の情報について募集をしております。今後、移住・定住の希望者にアパートや貸家の情報をスムーズに提供出来るようにしていきたいと考えております。

議員がおっしゃるように、アパートや貸家の需要があることは、空き家バンクを担当している業務の中で承知しております。今後、移住・定住施策を進めるため、必要なアパートや貸家の新規建設などの補助金や固定資産税の減免等については税の負担の公平性との関係がありますので、慎重に検討してまいります。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

ご答弁ありがとうございます。町は移住・定住のニーズを把握し、住居を提供するため、空き家バンク、宅地の確保、新築への補助金の指標など、様々な対応が求められております。今後もニーズに合った対応をお願いしたいと思います。

町は、移住支援事業として、東庄町への移住ための応援資金を交付しますと20



23年1月号の広報とうのしょうでお知らせしました。その内容を伺うと共に、申込者の状況を伺います。よろしくお願ひします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問のありました移住支援事業についてお答えします。

令和5年1月号、また4月号の広報とうのしょうでお知らせしております移住支援事業は、移住先が東京圏などの要件や就業の要件がありますが、それらの条件を満たして移住された方に、単身世帯で60万円、世帯が2人以上の世帯に100万円支給するものです。

また、18歳未満の世帯がいる場合は、200万円を上限として、一人につき100万円の加算、更に子供が3人以上で15歳以上18歳未満の子供がいる場合は、上限を300万円に増額しており、最大400万円の支援を受けられます。

令和4年度の実績は、単身世帯1軒60万円の交付をしております。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

ご答弁ありがとうございます。今まで様々な質問をさせていただきました。その中で、それぞれの担当課において、そのご対応に丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございます。

居住環境を整え、移住・定住を進めるため、各担当課では様々なご対応をいただいておりますけれども、やはりそれを求める方への、移住・定住者への丁寧な情報発信と説明及び対応が求められます。先程質問でワンストップ窓口はあるのかということは伺いましたが、町ではないということでした。より良い行政サービスを進めるために、是非そういう窓口があったらいいなと思っております。

近隣の町では、ちょうどホームページに入りますと、この移住・定住の専門のバナーがありますので、そこに入っていくと、例えば町で、先程説明がありました町民課、企画財政課、それぞれの自分が求める担当課に行って説明を受けるのではなくて、ワンストップで全部分かるようになっております。そういう近隣の行政区の方

法も参考にさせていただきながら、出来るだけ移住・定住者の身になって対応出来ますように、これからのご対応、お願い出来ればと思っております。

いずれにしても、人口減少対策を進めていただきまして、住んでいただいた方が同世代の橋渡しとなり、併せて次の世代へ引き継がれることが重要と考えます。今後とも東庄町ならではの人口減少対策を町全体で進め、周知していただき、町の発展につながるようにご対応をお願いして、質問を終わります。真摯なお答え、ありがとうございました。以上で終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で柳堀忠君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日の会議は、定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

（午後 3時46分 散会）